

令和5年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和5年12月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	3番 野口加代子
4番 竹内政幸	5番 原田健資
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

2番 檜原浩二

会議録署名議員

5番 原田健資                      6番 武澤豪

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 相原 繁喜

水道部次長 吉成 永吾

財政課長 藤井 信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 川人 啓二

職務のため出席したものの職氏名

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

事務局議事総務課主任 林 穂奈美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） おはようございます。

2日目の朝一番ということで、できるだけ爽やかにいきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議席番号10番藤本功男です。

今回の私の質問は、1つ、新ごみ処理施設について、2つ、不登校について、3つ目、野犬対策について、以上の3点でございます。

先週、岸田首相も出席し、アラブ首長国連邦——UAEのドバイで国連気候変動会議——COP28が開催されました。地球温暖化対策に強い危機感を表し、温室効果ガスの削減目標の引上げについて議論がなされました。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設は、この温室効果ガスの削減に貢献する施設として導入を進めようとしております。しかし、ご存じのように入札不調を受けて停滞している状態であります。

11月29日付の地元新聞紙面には、25年8月稼働不可能、そして今朝の地元新聞には、昨日の市長の答弁を受けて困難という言葉も踊っておったような気がします。

組合は、入札不調の原因を検証した結果、急激な物価高騰などの不安定な情勢により、民間事業者が長期的な施設運営を敬遠したと推測、事業方式を公設民営から公設公営に変更することを決め、再入札を進めているところであります。

そこで、質問をいたします。

事業方式を公設公営で進める概要についてお尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） おはようございます。

藤本議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての1点目、事業方式を公設公営で進める概要について答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設につきまして、まずは公設の施設建設を進め、その後、組合自らが主体となり運営してまいります。

具体的には、設備の運転、施設の維持管理の業務や光熱水費の負担などを行い、その必要な費用を毎年度組合の予算に計上していくこととなります。

このうち、設備の運転や施設の維持管理の業務など、一部を民間事業者へ委託するなど現在の中央広域環境センターと同様な運営が想定されるところであります。

なお、固形燃料につきましては、組合が固形燃料利用事業者の確保を行い、固形燃料の製造に要する費用は組合が負担する一方で、その販売による収入は組合の収入となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今回の答弁では、組合が運営主体となって設備の運転、施設の維持管理の業務や光熱水費の負担などを行うこと、その必要な経費を毎年度組合の予算に計上する、そして設備の運転や施設の維持管理の業務の一部を現在の中央広域環境センターと同じように民間業者に委託すると。固形燃料の製造、販売についても、組合が責任を持つというのが公設公営の概要であると理解いたしております。

前回の公設民営では、これらのことは民間の事業者任せ、20年間で約99億円、年間約5億円の運営費を支払うという内容でありました。トンネルコンポスト燃料化方式の一番のネックは、固形燃料の質、そして販売ルートの確保でした。それを十分に担えるノウハウを持っている民間事業者がいるから公設民営としたものと理解しております。

今回、固形燃料の質が少々悪くても、つまりRDFでも購入見込みのある製紙会社やセメント会社があることが分かりました。

私、ある製紙会社に質問をしましたところ、RDFでも好気性発酵乾燥方式、つまりトンネルコンポスト燃料化方式であります。これ由来に限り、今後受入れを検討している。高塩素対応のリサイクル発電が稼働後、受入れ可能であるという回答をいただきました。

た。ただ、四国のほかの県でありますし、さらに中国地方となりますと、たちまち運送費、コストの高騰が懸念されます。

さらに、先日の研修でもありましたが、専門家が指摘するように固形燃料の長期の売買契約について、書面での契約を得ることが求められるということでもあります。

今後、入札における仕様書の概要、さらに業務運営に係る費用がどのように変わっていくのか、これについても可能な限り入札前に提示をしていただきたい、このように考えております。

次は、再問として施設整備費 7 3 億円の積算根拠と交付金等との関係、市の負担額についてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 藤本議員の一般質問の 1 問目の再問、施設整備費 7 3 億円の積算根拠と交付金等の関係、市の負担額について答弁をさせていただきます。

現在、見積もっております施設整備費につきましては、本市阿波町東長峰を建設予定地として、施設の基礎を含めた建築物や、ごみ収集車の受入れからごみの選別、処理、処理後の固形燃料の製品化に至るまでのプラント設備などの費用を見積もり算出したものであります。

新ごみ処理施設整備事業の債務負担行為限度額 7 3 億円を基に財源内訳をお示しますと、2 1 億 9, 0 0 0 万円が国からの交付金、4 4 億 8, 9 5 0 万円が地方債、6 億 2, 0 5 0 万円が一般財源と見込んでおり、一般財源の 6 億 2, 0 5 0 万円が建設段階において、事業年度ごとに 1 市 2 町が負担することとなります。

加えて、複数年かけて償還が必要な地方債 4 4 億 8, 9 5 0 万円のうち地方交付税算入分を除いた約 2 4 億円を後年度において 1 市 2 町で負担することと見込んでおり、例えば 2 0 年間で償還すると仮定した場合、年間約 1 億 2, 0 0 0 万円となります。これら負担額のうち、現時点では約 6 割程度が阿波市の負担になると見込んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○1 0 番（藤本功男君） 今の答弁や今までの答弁を踏まえて、このような表といたしまし  
ようか、グラフを私なりに作ってみました。（パネルを示す）

建設費、今、説明にありました約 7 3 億円であります。これ、収入と支出に分けて図に

示しておりますが、収入は交付金約 21.9 億円、地方債約 44.9 億円、一般財源約 6.2 億円で、この交付金は循環型社会形成推進交付金という名だと聞いております。環境省が主管だということで。地方債は、今、説明がありましたが、44.9 億円のうち地方交付税の算入分をのけた、つまり約 24 億円を負担すると。この一般財源の 6.2 億円と今言った約 24 億円、このうち阿波市の出し分は 6 割。これ、単純に計算しますと約 18 億円が阿波市から持ち出し分として出ると、このように理解しております。

一方、建設費でありますね。支出分であります。当初経費、これは昨日のやり取りでも出てきました。今までの説明のあった当初に想定した金額が約 38.5 億円でありました。そこへ追加分として約 34.5 億円が増えたということで、この追加分については今までも全協等々でも説明をいただいておりますが、少し内容を確認いたしますと、まず固形燃料を作る形成機、これに約 1 億円。それから、塩素濃度を低くする高性能な選別機に 3 億円。地盤調査、地盤改良、外構工事、洗車場整備、排水設備及び太陽光パネルの設置などに約 6 億円。さらに、ウクライナ情勢や円安による資材や人件費の高騰などを含め約 34.5 億円が追加分となったと今まで説明を受けてきました。

この経費であります。今現在の中央広域っていうのはストーカー方式、ガス溶融炉方式なんです。あのようにごみを燃やすような炉は造らず、シンプルな建屋、建物になるということで説明を受けてきましたが、そして経費は安いという当初の説明、しかし大きく変化いたしました。これ、建設費だけでなく、この事業運営に係る経費等巨額な公金を投入する方向で動いております。それだけに今後、組合、市には、さらなる丁寧な説明責任を果たしていただきたい、このように考えております。

次に、再々問として、今後のスケジュールについて、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問の 1 問目、再々問ですね。失礼いたしました。新ごみ処理施設の今後のスケジュールについてご質問をいただいております。

現在、事業主体であります中央広域環境施設組合におきまして、建設予定地の長期賃貸借契約書の作成に必要な不動産鑑定を行い、賃借料の算定作業を進めているところでございます。

昨日の吉田議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、長期賃貸借契約を双方協議の上締結し、その後、造成工事の実施と並行して建設工事発注に向け作業を進めてまい

りたいと考えております。

こちら、昨日、木村議員のご質問でも答弁をさせていただきました。本日の徳島新聞紙上にも出ておりますけれども、現在の状況は、2025年7月の稼働期限に新ごみ処理施設を供用することは極めて厳しい状況であると、このように認識をさせていただいております。

今後の対応につきましては、構成町であります板野町並びに上板町と協議検討を行いまして、その対応方針を決定し、お示しをさせていただきたいと、早期にこれを打ち出せるような形の中で協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今現在は、建設予定地の長期賃貸借契約に係る借地料の算定作業を進めていると答弁をいただきました。

これ、手書きなんですけども、準備をしました。（パネルを示す）これは、先日来頂きました資料を基に、私が手書きで東長峰の建設予定地の部分を説明するために作ったものであります。本当は地図は上が北になったほうがいいんですけども、横幅になっております。ここは建設、東長峰なんですけども、上はいわゆる大規模農道を越えてタカガワ西徳島ゴルフクラブがありますが、この建設予定地となっているところ、緑地帯を含めまして約2万5,600平方メートル、2.56ヘクタールですね。その南に調整池、調整、これは池のことですね、これが約2,400平方メートル。さらに、その南に地権者の事業用地、これが約8,400平方メートル、こういった管理道路、取付け道路等もありますが、これなんですけども、いわゆる今、長期の賃貸借契約というお話が出ましたが、それを結ぶのはこの建設予定地約2.56ヘクタールということでありませぬ。

次に、こういうまた表を準備しました。（パネルを示す）今日、私はスケジュールの質問をしておりますので、その参考のためについていうことで、これは吉野川市の新ごみ処理施設の工程表であります。これはホームページに詳しく載っておりますので、それを私のほうで取り込んで加工して自分で作ったものでありますが、吉野川市は造成工事を昨年8月から始めて、今年8月で完了しました。そして、これ、RCって書いてあるのは鉄筋コンクリートという意味らしいですが、躯体工事、これが今年9月から、今、始まっております。来年8月頃までこれがあると。途中から並行して、来年4月からはプラントの機械工事が始まり、令和7年4月には一応完了予定だと。その後、試運転をして



稼働を令和7年、2025年8月からということで、るる説明がホームページにあり、いろいろ私も問い合わせてみますと、ただいまのところ順調に動いているということでありました。

一方、中央広域のほうはどうかというと、今、説明がありましたが、まだ造成工事、もちろん調整池、池の工事も始まっておりません。吉野川市は、昨年7月に入札が整って、約3年かけて工事が完了するというものであります。これから考えても、昨日の市長、そして今、安丸副市長が答弁いただいた、極めて厳しい状況、つまり2025年8月稼働には、そういう状況であるというお答えをいただきました。

私は、地元住民からも、それから市民の方からも問合せがあります。藤本さん、スケジュールはどうなつとんですか、ほんまに間に合うんですかっていうのを再々聞かれます。今日、私、一般質問ではありますが、そういった疑問、質問に対して、地元議員として答えなければいけないというそういう思いもありまして、こういう表を準備させていただきました。

今後、明確なスケジュールの提示、これをぜひとも組合、市には行っていただきたいし、さらに2025年、令和7年8月稼働が極めて困難というのであれば、その後の方策についてできるだけ早く、まさに早急に私たちに、あるいは市民に対して提示をしていただきたい、このように考えております。どうぞよろしくお願いします。

次に移ります。

不登校児童・生徒数が減りません。昨年度の文部科学省の調査では、小・中学校で30日以上欠席した児童・生徒は29万9,048人で、一昨年度から22.1%増え、過去最高を更新したということでもあります。

この不登校をめぐって、最近、滋賀県のある市長が、不登校の大半は親の責任である、フリースクールについて、国家の根幹を崩しかねないと発言し、物議を醸しました。結局、この市長ですが、軽率な発言だったと釈明し、そして謝罪をしたということでありました。

私は、この発言についてなんですけど、問題点があるということで、1つは不登校への認識不足。さらに、フリースクールについては、多様で適切な学習活動の重要性を明記し、国や自治体に必要な財政支援等に努めることを求めている、これは2016年、平成28年成立の教育機会確保法の目的や内容を理解していなかったことだと思います。しかし、市長のこの発言、結果的には改めて関係する多くの人々に不登校の問題にきちんと向

き合う必要性を提起したのではないかなと思っております。

そこで、質問です。

阿波市の小・中学校の不登校の現状についてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の2問目、不登校についての1点目、小・中学校の不登校の現状はについて答弁させていただきます。

文部科学省の令和4年度の全国調査では、30日以上欠席した不登校の児童・生徒数は10年連続で増加し、過去最多を更新しており、本市においても大きな教育課題の一つであると認識しております。本調査によりますと、令和4年度の全国の不登校児童・生徒の割合は、小学校1.7%、中学校6.0%となっており、本市においては、小学校0.9%、中学校4.2%となっております。全国的には、この2年間で前年度からの増加幅が2割を超えるような傾向となっておりますが、本市ではほぼ同じぐらいの割合で推移しており、今のところその傾向は見られておりません。しかし、コロナ禍等で影響が遅れて現れてくることも考えられますので、危機感を持って対応していくことが必要であると考えております。

そのことに加え、90日以上欠席の児童・生徒や関係機関と相談ができていない児童・生徒にどのような支援をしていくかが大きな課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁から、全国的にいうと、小学校は60人に1人、中学校は17人に1人が不登校になっていると。阿波市においては、それよりも少ない傾向にあるということで百分率で表していただきました。

この不登校という言葉ですが、以前は登校拒否という言葉を使っていました。しかし、その後、学校に行けない理由は多種多様であり、子どもが登校することを必ずしも拒否しているわけではないことから、登校しない、または登校できない状況を表す不登校という言葉が使われるようになったと理解しております。

そこで、再問として不登校の原因や背景についてお尋ねをいたします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問、2問目の再問、不登校の原因や背景について答弁させていただきます。

文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方では、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう児童・生徒を見守りしつつ、不登校のきっかけや不登校が継続している理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行うことが必要であるとしております。

令和4年度の全国調査では、不登校の要因としては、無気力、不安が51.8%と過半数を占め、生活リズムの乱れ、遊び、非行が11.4%、いじめを除く友人関係が9.2%となっております。本市の児童・生徒においても同様の傾向があると考えられますが、不登校の原因や背景には不登校の数だけ原因や背景があると言われるように、複数の要因がそれぞれ絡み合っていると考えられております。

本市においても、長期欠席・不登校児童生徒に関する実態把握調査を実施し、多くの教職員で一人一人の状況を多面的に把握するとともに、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員等と連携し、児童・生徒への理解を深めながら支援を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁で、子どもが学校を休むようになった理由、これは文科省の調査であったと思いますが、まず一つには無気力、不安、これが51.8%、それから生活リズムの乱れ、遊び、非行11.4%、それからいじめを除く友人関係をめぐる問題だと思いましたが9.2%というお話がありました。

一方、これは私が違う資料、民間のNPO法人多様な学びプロジェクトが不登校の保護者に聞いた調査では、先生との関係に原因するのが33.5%、次に学校のシステムの問題26.2%。これ、システムというのですから、決まり、約束事、それからいろんな学校には制度がありますよね。それから、教育課程等々、これらのことを含めてシステムというもんだと思いますが、3つ目は、勉強は分かるけれど授業が合わない20.3%。これ、角度といいますか調査の対象、する側が違ってくると、このようにデータも変わってくるということですが、要は今、教育長の答弁でもあったように、不登校の数だけ原因や背景があって、複数の要因が個別に絡み合っていると、このように考えられますね。

こんな資料を準備しました。（パネルを示す）これは、ある本に載っていた部分を抜き出して私のほうで手を加えたんですけども、不登校には大きな3つの壁があるということ

で、第1の壁は、いわゆる不登校の原因であります。原因がはっきりしておればいいのですが、複数の要因が絡み合っただけで問題解決を難しくしてると。

第2の壁は、親子の葛藤や摩擦と書いてありますが、家庭の問題ですね。子どもが不登校になって、よしと思う親はほとんどいないと考へます。親は、どうにかして子どもを学校に行かせようと、あの手この手で行動を起こすと思ひます。しかし、なかなかうまくいかないということで、親子げんかをはじめ様々な摩擦が起こって、新たな家庭内の問題が発生するということで第2の壁。

第3の壁というのは時間です。問題がこじれると、不登校が長期化します。ひきこもり、家庭内暴力、生活習慣の乱れなどが生じやすく、そして何より深刻なのが、これは長期間学校に行かないわけですから、学力をはじめ生きていく上で必要なスキルや労力、これが身につけにくいと言われます。そういう意味でも、不登校は時間が解決する問題ではないというふうに言われております。

このことから、不登校への理解と解決に向けた方策が強く求められるということになります。

次に、再々問として、不登校の子どもの多様な学びの場の確保について、今後どのような対策を講じていくのかお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問、2問目の再々問、不登校の子どもの多様な学びの場の確保について、今後どのような対策を講じていくのかについて答弁させていただきます。

令和5年第3回定例会においても答弁をさせていただきましたが、小・中学校の不登校児童・生徒への関わりといたしましては、担任や学年主任、管理職による家庭訪問などを行い、子どもや保護者の心に寄り添った取組を行っております。そのほか、保護者との教育相談、養護教諭の保健室での関わり、別室登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者や生徒のカウンセリング等を行っております。また、生徒の希望により、タブレットを活用してオンライン学習を実施しているケースもあります。

本市の教育支援センターにおいては、社会的な自立を促すために多様な学習の機会を提供しております。本年度の新しい取組としましては、家庭への訪問型支援やICTを活用した支援を進めております。また、より一層児童・生徒に寄り添い関われるよう指導員を1名増加するとともに、スクールカウンセラーも増員し、教育相談できる時間数を増やし

ております。

また、不登校問題等対策協議会を実施し、教職員をはじめ青少年育成センター指導員や、子育て、福祉関係職員等様々な立場から児童・生徒を支援する方法を協議しております。

今後においても、大学等との連携を含めた新しい効果的な取組を模索し、本市教育支援センターの機能強化を図るとともに、別室登校にスタッフを配置するなど新たな取組も検討してまいりたいと考えております。

このように一人一人の児童・生徒の状況に応じた多様な学習機会を提供し、主体的に社会的自立に向かうよう、学校、家庭、地域、関係機関と連携して組織的に支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 一口に不登校といっても、その対応にはレベルがあるようであります。家から一步も外に出ることができない子どもから、別室登校する子どもまで様々であると思います。

ただいまの答弁で、学校や関係機関は子どもや保護者の心に寄り添いながら、本当にあの手この手、マンパワー、あるいは機関を利用しながら支援をしていることがよく分かりました。しかし一方で、90日以上欠席が続いている児童・生徒がいることや、関係機関の支援が届いていない子どもがいることも分かりました。

今、教育長の説明がありました。阿波市には土成に不登校の子どもが通う教育支援センター、阿波っ子スクールがあります。3人の指導員がいて、中学生十数名が通っていると伺っております。冒頭に触れました教育機会確保法は、このような場を行政が確保することや、民間のフリースクールなどへの必要な財政上の措置、その他の措置を講じることを求めています。そのことによって多様な学びの場を確保し、単に登校のみを目的とするのではなくて、子どもの社会的自立、主体的に立ち上がる力をつける支援を目指していると。この阿波っ子スクールですが、先ほど教育長の答弁にも、さらに機能強化を高めようということですが、これは現在1か所です。場所は東、土成です。これ、阿波町からは遠いということで、現場からも保護者からも西のほうに同じような施設をつくれないうだろうかという声が届いております。これはなかなかいろんな課題もあろうかと思いますが、ここはもうぜひともこういう現在の状況を鑑みて、市長、教育長には西へ教育支援

センター、第2の場所をつくるということにどうぞご尽力をいただきたいと切に願うところであります。

不登校は、一部の子どもや親の問題では決してないと思います。時代の変化や価値観の多様性の中で生まれてきた大きな現代社会の課題ではないかなと思います。私たちは、その内実を深く知って、みんなで力を合わせてこの問題解決に取り組まなければいけないと考えております。

次に移ります。

今、世の中はペットブームでしょうか。最近も大谷選手の飼い犬、コーイケルホンディエとかというんですね。これがマスコミを通じて流れて随分と話題になっております。私、今日最後の質問は、ペット、飼い犬ではなくて野犬について質問をいたします。

今、全国では約4万頭の野犬がいるそうであります。私の近所でも野犬のことが問題になっております。農作物を覆うビニールシートや野菜に被害が出て困っている家庭があります。農家があります。以前、神社に居着いたときには、子どもがかまれたら大変、ほえて怖いからどうかしてほしいという訴えもありました。今朝も6時前に起きて外に出ますと、神社の裏側のところで犬がほえているんですね。私たち、事情のある程度分かっている人間は別として、知らない人がそういう音を、ほえを聞くと本当に怖いと感じる、それが今、実態であります。

そこで、質問をいたします。

1つ、野犬の現状はどうなっているのか、2つ目、野犬対策の効果や問題点は何かについてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 藤本議員の一般質問の3問目、野犬について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の野犬の現状はどうなっているのかについてでございますが、市民の皆様から野犬に関する苦情や捕獲依頼などのご相談をいただいております、その実情に応じて狂犬病予防法や徳島県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、徳島県動物愛護管理センターと連携しながら対応を行っております。

対応の内容につきましては、野犬の目撃情報に基づく地域の巡回、捕獲箱の設置などによる野犬の捕獲を実施しており、令和4年度には阿波市内で149頭の野犬を捕獲し、徳島県動物愛護管理センターに引渡しをしております。

加えて、野犬を増やさない施策としましては、徳島県の補助事業を活用し、飼い犬や飼い猫の避妊、去勢手術に対する1頭当たり5,000円の助成を、昨年度までの年間40頭に今年度は市単独で20頭分を追加し、年間60頭分の助成費用を確保しているところであり、望まない繁殖の防止に努めております。

また、広報あわを活用し、野犬による被害を防ぐため、生ごみの放置を行わず野犬が集まりにくい環境をつくることや、飼い犬の適正飼育などの啓発を行っております。

続きまして、2点目の野犬対策の効果や問題点は何かについてでございますが、これまでも徳島県動物愛護管理センターと連携して野犬対策に取り組んできたところであり、本市における野犬の捕獲数は徳島県内の他の自治体と比較しても多い状況であることから、一定の効果があったものと認識しております。

一方で、捕獲箱により捕獲される野犬の多くは子犬で、警戒心の強い成犬については努力をしているものの捕獲にはなかなかつながらず、捕獲箱以外の方法で捕獲することも難しいという現状がございます。そのため、野犬に無責任に餌を与えないこと、飼い犬の適正飼育や、外で飼っている場合には避妊、去勢手術を行うなどの啓発が必要であると考えております。

今後におきましても、引き続き市民の皆様の相談や提供された情報に基づき適正に対応していくとともに、動物愛護への啓発や避妊、去勢手術の助成制度の活用により野犬の増加を防ぐよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 私、今まで何度か市の環境衛生課に野犬の捕獲をお願いいたしました。今、答弁でもありましたように、市はすぐに対応していただいております。捕獲箱といいましょうか、おりを設置してくれるのですが、なかなか犬も賢くて捕まりません。

この表をご覧ください。（パネルを示す）これは、徳島県動物愛護管理センターから頂いた資料であります。県下と阿波市の犬の捕獲数を表にまとめたものであります。令和2年度、3年度、4年度とありますが、県下では大体700から800頭を捕獲しているということで、一方、阿波市、大体これは二百数十頭で昨年度は272頭。部長がおっしゃったように、県下では、これは36%ですから、阿波市は成績がいいといいましょうか、結構捕まえてるんですね。ただし、272頭のうち208頭は子犬であります。つま

り、親犬、大人の犬は2割から3割ということでなかなか捕まらないんですよ。

この犬を捕まえる方法であります、先ほどの捕獲箱、おりの話、これが今、一般的ですよ。それと、市街地に行きますとアニマルキャッチポールっていうんでしょうか。輪っかで引っかけるような方法もあるようであります。ただし、今の数値を見ても分かるように大人犬にはあまり効果がないということでもあります。

答弁でもありましたように、野犬を増やさない方法として避妊、去勢手術、それから野犬の集まりにくい環境づくり、飼い主の適正飼育などが挙げられます。市民の皆さんにも協力をいただきながら、犬を捨てない、野犬に餌を与えないなど、広報でもやっておりますが、さらにいろんな方法で広報を強めていただきたいと思います。

この捕獲の方法なんですけども、ある自治体ではITを活用して遠隔でおりを操作する遠隔捕獲システムで効果を上げているという自治体もあるようであります。

冒頭に申しました、実際、農作物の被害、それから野犬が怖い等々、市民が野犬に対してそういう不安を持っている以上、どうにかして効果的な方法で適正捕獲、これをする必要を強く感じております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

まず最初に、放課後児童クラブについて。

共働き家庭などの小学生を放課後や長期休みに受け入れ、遊びや学びを提供する放課後児童クラブ。2022年11月1日時点の調査では県内24市町村のうち18市町村にあり、阿波市も10施設540人の定員が確保されています。阿波市は待機児童はいません。2日前か3日前の新聞に、美馬市の議会の様子が載っておりました。その中で、田中みさき議員が質問で、放課後児童クラブの待機児童はいるのかという質問に対して、いる



という答弁がなされました。人口の少ない、子どもの数の少ない美馬市で待機児童がいるんかと一瞬思ったので電話して聞いてみますと、施設が今改装中ということで待機児童がいるということで、私自身は美馬市の中でも江原南小学校のように児童が多いところで待機児童がいるのかなと思ったんですが、全く違いました。

長期休業中は丸1日子どもたちと過ごす意味では学童保育と言われますが、指導者がいて学習する機会があり、ある意味学校生活と変わらないようにも感じます。そこで働く支援員さんの役割はすごく重要だと思います。

さて、学校なら給食があり、昼食の心配は要りません。学童保育に参加している子どもたちの長期休業中の昼食はどうなっているのか。家庭から持参の弁当、業者への注文の弁当、買ってくる弁当、ほかにもあるかもしれませんが、実態はどうなっているのかお答えください。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の1問目、放課後児童クラブについての1点目、夏季休業中の昼食を給食センターが用意する自治体が出てきた。家庭から持参の弁当、業者への注文の弁当どちらが多いのか、本市の実態はどうなのかのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後において適切な遊びや生活の場を与え児童の健全な育成を図る場であり、児童が放課後に安全・安心に過ごせる場を提供するだけでなく保護者の子育てと就労の両立を支援する役割があります。通常の開所時間は下校時から午後7時までですが、土曜日や夏休みなどの長期休暇中については、午前8時から午後7時までとなっているため、放課後児童クラブ利用中に昼食を取る必要があります。

これまではご家庭で作った弁当やコンビニなどで購入した昼食を持参していただいておりますが、今年の春休みから指定管理事業者の提案により保護者が事前に携帯電話でお弁当を注文、決済ができるシステムを導入いたしました。お弁当は、障がい者就労支援センターかがやきにより1食当たり400円で各放課後児童クラブまで配達していただいております。

議員ご質問の家庭から持参の弁当、業者への注文の弁当どちらが多いのか、本市の実態はどうなのかについてでございますが、今年度の夏季休業24日間に放課後児童クラブが調達したお弁当を利用した児童は延べ473人であり、その間の全児童数延べ8,310

人に対する割合は5.7%で、家庭から持参した昼食が多いという結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

ふだん朝の忙しい時間に弁当をつくることをしていない家庭では、長期休業中になったから、さあ、あしたから弁当作るぞというのはなかなか大変なことだと思います。

しかし、答弁で、今年度の夏季休業中に放課後児童クラブが調達した弁当を利用したのは延べ473人で、全児童数延べ8,310人に対する割合は5.7%で、家庭から持参した昼食が多いという結果となっている。この結果を見たとき、阿波市の保護者はすごいなと思いました。親の愛情と責任感のある姿勢と絆を感じます。子どものためには一生懸命という姿をかいま見る気がします。さすが阿波市です。

その一方で、やはり保護者の負担を減らすという考え方はあります。長期休業中の放課後児童クラブの昼食を給食センターで作ってもらうという発想は全くなかったのですが、県内のある自治体が今年実行した記事を見てなるほどなと思いました。

本市では、休業中の昼食を給食センターで用意する考えはあるのか答弁ください。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の1問目、放課後児童クラブについての再問、休業中の昼食を給食センターで用意する考えはあるのかについて答弁させていただきます。

給食センターにおいては安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう、長期休業時に調理場や機材の点検及びメンテナンスを行っております。また、その間調理等委託業者の職員については、県の衛生講習会の受講によるスキルアップや、多くの食材を保管し給食提供時には行うことのできない冷蔵庫、冷凍庫の清掃、食缶、食器磨きなどを行っております。そのため、現段階では放課後児童クラブへの給食提供については難しいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 長期休業中というのはそれなりの活用する時間だと私も思います。私も学校現場におりましたから、ふだんは授業や部活動で追い回される感じで、研修

する時間も限られていました。答弁にあるように講習会等の研修によるスキルアップやふだんできない清掃、食器磨き等も長期休業中でなければできないことです。それに、建物の年数がたてばたつほどメンテナンスの必要性が高まります。先日もナットが混入という予期せぬ出来事や、不慮の事故等もあると思いますが、給食センターとして今後も引き続き子どもたちに安全でおいしい給食を作ってあげてください。

それでは次に参ります。

農業について。

阿波市が徳島県の中で農業生産額が第1位というのは、恥ずかしながら私は議員になって初めて知り、そのときすごいなあという驚きと感動を覚えました。土柱のちょっと高台にあるあずまやから東を眺めると、確かに阿波市の整備された耕地が広がる一面の扇状地の平野と善入寺島が目に入ります。

私の家も父親が米作り中心の農業を30年間続けてきました。私自身は雑用の手伝いはしていましたが米作り等の生育活動は全くやっておらず、農業に対する認識はほとんどありません。それで余計に農業生産額が第1位ということが印象に残りました。

この阿波市が生産額県1位という実績について詳しくお答えください。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 中野議員の一般質問の2問目、農業についての1点目、生産額県1位の実績について答弁をさせていただきます。

本市農業の特徴は、平野部から山間部そして善入寺島に至るまで自然豊かで広大な田園と整備された農業施設のもと、多種多様な農業生産が営まれており、2023年3月に国が公表した令和3年市町村別農業産出額によりますと、本市の農業産出額は138億5,000万円で徳島県全体の15.2%を占めており、県内1位を誇っております。

この農業産出額は、平成17年に市町村合併し阿波市が誕生して以来県内1位を続けており、本市は徳島県を代表する農業立市となっております。

次に、農業産出額の内訳を見てもみますとナス、トマト、レタスなどの野菜が62億円で全体の約45%、肉用牛、乳用牛、豚などの畜産が49億円で全体の約35%を占め、そのほかお米や果実、花卉などとなっております。

しかしながら、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足、またそれに伴います耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、その農業産出額は年々減少しており、本市では活力ある阿波市農業の実現を図るべく、阿波市農業振興計画の策定また随

時見直しを行うなど、生産販売体制の強化や農業経営の安定に向け、国、県の施策に加え、本市独自のきめ細やかな農業振興策を講じております。

今後におきましても、本市の農業振興につきましては国、県そして令和6年4月に誕生する徳島県農業協同組合と連携、協力を図りながら、将来にわたり農業立市としての地位がさらに揺るぎないものとなるよう精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 本市も農業生産額が年々減少しているにもかかわらず、県で第1位を維持しているのは、他の市町村も農業を取り巻く環境が厳しくなり農業産出額を減少させているのでしょうか。

本市は今年、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業というテーマの第3次農業振興計画を発表しました。現状をしっかりと分析しさらなる生産性の向上、多様な担い手の育成、阿波市ブランドの増強などの取組を掲げています。

それは第2次で進めてきた阿波市ブランドの創出、担い手育成、阿波ベジの消費拡大等はすぐには成果が現れにくいと捉え、引き続き粘り強い取組が求められると考えられているからだと思えます。

そこで、その取組を進めていく上でその担い手である農業従事者の状況と今後の課題についてお答えください。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 中野議員の一般質問の2問目、農業についての再問、農業従事者の状況及び今後の課題について答弁をさせていただきます。

初めに、農業従事者の状況でございますが、国が実施しております農林業センサスによりますと、市町村合併により阿波市が誕生した平成17年は総農家数が4,423戸、ふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者数は4,058人で、最新の令和2年では総農家数が3,017戸、基幹的農業従事者数が2,554人で、平成17年と令和2年を比較してみますと、15年間で総農家数は1,406戸、32%の減少、基幹的農業従事者数は1,504人、37%減少しております。また、令和2年の基幹的農業従事者数の年齢階級別の構成比を見てみますと、15歳から29歳までが13人、30歳から59歳までは429人、60歳から64歳までが283人、65歳以上が1,829人と、65歳以上が全体の7割以上を占めるなど農業従事者の高齢化が深刻な状況とな

っております。

次に、今後の課題についてでございますが、こうした農業従事者の減少や高齢化が進む背景には、例えば昨今の世界情勢や円安などの影響により肥料や燃油など農業の生産資材が高騰する中、多くの農産物はその高騰分ですら価格に転嫁できる流通構造となっていないこと、また農業基盤である農地につきましても比較的狭小な上、所有農地が点在しており農地集積による効率的な農業生産が難しいなど、もうかる農業の実現に直結する農業の流通構造や耕作条件に大きな課題があるのではないかと考えております。

こうした中、国が来年度に見直しを進めている食料・農業・農村基本法の中で農産物の適正な価格形成の取組が位置づけられ、さらに本市においても来年度より耕作条件を改善する区画整理や農地集積を促進する農地基盤整備事業を進めていく予定でございますので、今後、地域の農業者の皆様や関係機関と連携を強化しながら、農業従事者の確保ひいては本市農業の発展に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁の中で一番ショックを受けたのは65歳以上が全体の7割以上を占め、農業従事者の高齢化が深刻という状況です。新規の就農者を増やさないと将来の見通しが立たない気がします。高齢化は日本全体の問題で阿波市だけが特に深刻というわけではないでしょうが、国連が推奨している家族農業あるいは持続可能な農業を進めていく上でも根本的な問題が立ちはだかっていると思います。現状は新規就農者が少なく、外国人労働者の力で賄っているような感じもします。その打開策として第3次阿波市農業振興計画が示され、その中の第4章阿波市農業の基本的な考えで4番目に将来像を実現するための施策の体系が示されています。5つの基本方針がある中で、1番目に地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開があります。その方針の施策内容として5章で4つ示されています。1番目に阿波市ブランドの構築、2番目に農産物の販路拡大と販売促進、3番目に畜産の振興、4番目にスマート農業の推進、どれも大切な内容です。

しかし、その中でやはり農家の所得を保障していくのは、2番目の農産物の販路拡大と販売促進が特に重要と考えます。まず、農家の方の所得を保障し、徳島県を代表する農業地域としてその名に恥じない農家の方が明るい未来を持てるように農家からの声をしっかりと聞いていただき本市農業の発展のためにご尽力ください。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、7番北上正弘君の一般質問を許可いたします。  
7番北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 議席番号7番北上正弘、一般質問させていただきます。

通告してあった案件は2問でございます。1問目は第9期介護保険事業計画について、2問目は防犯カメラ設置についてでございます。順を追って質問させていただきます。

昨年、ちょうど1年前になりますけど、定例会で介護保険の補助制度について質問させていただきました。当時の質問内容を抜粋しますと、介護保険の補助制度についてサービスを受けることができるのは要支援、要介護の介護認定を受けられた方が対象となっております。サービスの一つとしてバリアフリー改修工事の補助制度があります。補助金内容はバリアフリー改修費で上限は20万円となります。介護認定の等級により実質1割から3割の自己負担となります。例として申し上げますと、まずは介護保険課に申請し、見積りを取り、手すり取付けやスロープ改修工事に合計20万円かかったとします。工事完了後、一旦業者に20万円を支払います。その後、介護認定の度合いによりますが、1割負担の方だと2万円差し引いた18万円が戻ってきます。今述べたことが第8期介護保険事業計画に基づく介護保険という冊子でございます。（資料を示す）

これが23年度まで有効ということで来年の3月末までが有効となっております。

そこで、受領委任払いの提案を昨年させていただきました。受領委任払い制度を導入することで、手続の流れは同じですが、最終工事費が20万円とすれば、1割負担の方だと2万円を業者に支払い、後日担当部署から差額の18万円が業者に支払いされるという仕組みになるということです。それにより、20万円は支払いできないが2万円なら払えるというように、サービスが利用しやすくなる方が増えると思います。その質問の答弁の中に、2024年度から始まります第9期介護保険事業計画の見直しの中で検討するとありました。

前置きが長くなりましたが、今回の質問として1点目の利用者の負担軽減のために受領委任払いの導入の検討はどうなっているのか、2点目、来年度第9期の冊子ができますが、第8期との変更点があれば続けて答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 北上議員の一般質問の1問目、第9期介護保険事業計画について、複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、利用者の負担軽減のため受領委任払いの導入はについてでございますが、介護保険制度におきましては、福祉用具や住宅改修等の費用負担は償還払いを原則とされております。本市におきましても、被保険者の方にかかった費用の全額を一時的にお支払いいただき、後にその費用の自己負担分を差し引いた金額を返還しており、このことについては、先ほどもございましたが、北上議員から令和4年第4回市議会定例会において受領委任払い制度の導入についてのご質問をいただいたところでございます。

その後、検討を重ね、先月開催の介護保険事業計画策定委員会において令和6年4月からの受領委任払い導入を決定したところでございます。

今後におきましては、新たに導入する仕組みを円滑に活用していただけるよう被保険者はもとより居宅介護事業所や関係機関等に対しても丁寧に説明を行ってまいります。

次に、2点目のご質問、第8期との変更点はについてでございますが、現在、令和6年度からの3年間の第9期とする介護保険事業計画の策定に向け学識経験者、福祉関係者、被保険者、行政関係者など25名から成る策定委員会において第8期に掲げた施策や取組を検証しており、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、様々な施策等を協議しております。

議員ご質問の第8期との変更点につきましては、被保険者に係る介護保険料の所得段階の多段階化、介護報酬の改定などについて、現在、介護保険事業計画策定委員会において検討を進めていただいているところでございます。1月中旬に国から示される予定の介護報酬改定等の見直しを踏まえた上で、最終的に決定していくこととなります。

今後におきましては、決定した内容を盛り込んだ条例改正案を3月定例会に提案させていただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 答弁いただきました。

答弁の中に介護保険事業計画策定委員会において令和6年4月から受領委任払いの導入を決定したとありました。導入していただくことに感謝しております。

2点目の8期との変更点については、何点かあるとのことで、来月1月中旬に国から示される内容を踏まえた上で最終的に決定していくとあり、決定した内容を盛り込んだ条例改正案を3月定例会に提案させていただき予定としておりますとありました。

さらなる市民サービス向上に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続きまして、防犯カメラ設置についてでございます。

以前から、ほかの議員からも同じような質問があり、答弁も同じ内容になると予想されますが、確認の意味もありますので、お願いいたします。

早速ですが1点目の質問として、阿波市内の学校や公園など防犯カメラの設置状況はどうなっていますか。答弁お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 北上議員の一般質問2問目、防犯カメラ設置についての1点目、学校や公園など防犯カメラの設置状況はについて答弁をさせていただきます。

本市では、近年の防災意識の高まりから、登下校中の児童・生徒を犯罪、事故被害から守るため、撮影による防犯抑止効果を目的として令和元年度から令和3年度までの間、防犯カメラ設置事業を実施いたしました。

防犯カメラ設置状況につきましては、地域の自治会にもご理解、ご了承をいただき、市内10小学校区に各2台、合計20台を通学路に設置、また観光地周辺の安全確保を図るため土柱頂上トイレ横に1台、土柱そよ風広場駐車場に1台、道の駅どなりに1台の合計3台を設置しております。加えて、市内小・中学校、市内こども園には、児童・生徒の安全確保の観点から複数台の防犯カメラを設置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 答弁いただきました。

防犯カメラ設置状況については、市内10小学校区に各2台、合計20台を通学路に設置しております。観光地周辺の安全確保を図るため、土柱頂上トイレに1台、土柱そよ風広場駐車場に1台、道の駅どなりに1台、合計3台を設置しておりますという答弁であります。あと、市内小学校、中学校、市内こども園には複数台の防犯カメラを設置している



という答弁をいただきました。

続いて、今回提案させていただきますことなのですが、新聞記事の見出しに、安全なまちへ連携協定防犯カメラ内蔵自販機設置という見出しがありました。内容は、飲料メーカーが開発した防犯カメラ内蔵の自動販売機を飲料メーカー、警察、市の3者で協定を結び設置をしたとあり、防犯カメラで撮影されたデータは警察署のみ開示可能で、必要に応じて県内の警察署にも提供し犯罪や事故の捜査に活用されるとの内容でした。

そこで、再問として、防犯カメラ付自動販売機の設置を検討してはどうでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 北上議員の一般質問の2問目の再問に当たる、防犯カメラ付自動販売機の設置を検討してはについて答弁させていただきます。

防犯カメラにつきましては、地域における防犯とか犯罪の抑止効果に加えまして、事件発生後の犯罪調査などに有効に活用されて、事件の早期解決に寄与していると認識しており、先ほど企画総務部長からも申しあげましたように、本市でも23基の防犯カメラを設置しているとともに、小・中学校などでも設置をしております。

そういった中で、議員提案の防犯カメラ付きの自動販売機につきましては、飲料メーカーなどが設置する自動販売機に地域の安全・安心を見守るための防犯カメラをつけ、その設置管理に要する経費などは自動販売機の売上げの一部を活用するとともに自動販売機設置に係る地代は無償とするなど、地域と飲料メーカーの連携の仕組みづくりにより、全国での設置が進められておることは認識しております。

防犯カメラ付自動販売機の設置には、地域の皆様の協力はもとより、飲料メーカーとの十分な協議が必要であるとともに、設置場所の選定や防犯カメラの映像の取扱いについては警察のご指導をいただく必要があるとも考えております。今後、地域での設置が進むよう十分に検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 町田市長より答弁をいただきました。

防犯カメラ付自動販売機の設置については、飲料メーカーと警察との協議が必要とのことであります。阿波市が掲げる安全・安心なまちづくりのために、ぜひとも検討していただきますようお願い申し上げます。今回の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで7番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） それでは、議席番号6番、志政クラブ武澤豪、ただいまから一般質問を始めます。

今回の質問は大きく2点です。

1点目は、各常任委員会の行政視察研修において担当課の市の職員を同行することができないかについてです。

私が現委員長を務めさせていただいている総務常任委員会ですが、先日の閉会中の継続調査の報告でもありましたように、去る11月6日、7日と千葉県館山市、千葉市へと研修に出向きました。委員会視察研修もコロナ禍の影響で4年ぶりの実施でしたが、総務常任委員会の委員の方々とどのような内容の研修を行うのかまずテーマを決め、そこから場所の選定を行いました。

総務常任委員会の主なテーマは4つ。1、空き家のリノベーション事業を通じてのまちの再活性化、2、DXを利用し、市からの手当や健康診査等の受診をコミュニケーションツールのLINEなどで一斉送信し成果を上げられているあなたが使えるお知らせサービス、通称For You、3、市民の方々の窓口滞在時間の短縮と職員の業務効率化を図ることを主体とした区役所窓口改革、4、大規模災害などによる避難所の備蓄品や機材などの管理を委託する災害備蓄品の管理等業務委託の4件を委員会メンバーで抽出し、そこから研修先に質問を事前に送ることでスムーズに実りある研修ができました。

その中で一つの例を挙げると、空き家のリノベーション事業を通じてのまちの再活性化です。研修先である千葉県館山市は東京にも近く、海も山もあり、ロケーションや観光誘致としては最適な環境であり、昔はかなり栄えていたようですが、近年の人口減少問題が深刻化し、人通りも少なく、空き家店舗も目立ち、駅前は、徳島で言えば鴨島駅前と雰囲気似ているように感じました。

昼食をリノベーション事業を通じて開業された飲食店でいただき、食後の余った時間で意見交換をさせていただきました。中でも印象的だったのが、リノベーションまちづくり実行委員会を官民力を合わせて立ち上げ、令和元年度の事業開始から20回以上の講演や意見交換会、そこから20軒以上の飲食店や宿泊業者などの事業が始動しているようです。また、事業を開始する空き店舗や空き物件の地主さんに対する交渉は、市の担当者が主体となって何度も足を運び契約に結びついていること、また山もある地域なので、最近深刻な問題となっている鳥獣害に対して、狩猟された鳥獣を無駄にすることなくジビエ料理として活用し、飲食はもちろんお土産としても提供されておりました。その後、館山市の職員の方々と意見交換をする際にも同様の話はあったものの、市の職員が非常に自信を持って町の再活性化に臨まれているのが特に印象的でした。

また、委員から、民間業者が起業するに当たっての資金の借入れや資金支援の状況に対して質問したところ、資金の借入れについては、日本政策金融公庫と地元の金融機関が連携し、起業向けの独自の融資を開発し、館山市自体でも起業支援補助金、上限24万円が制定され、官民力を合わせて起業にバックアップ体制が取られております。ほかの3つのテーマについても大変勉強になり、阿波市発展のヒントも多くありました。

こういった話は、じかに聞くことで大きな刺激をいただき、やる気に満ちあふれます。研修で培ったものを市政に反映するべく、じかに研修を受けた者は行動を起こすことができますが、市議がこの話を理事者や職員の方々に報告のみで済ますことは非常にもったいないと考えます。じかに阿波市の職員も同席してもらえることで、町の再活性化に向けたヒントはもちろん、今後の阿波市の未来を描くこともできるのではないのでしょうか。

今回の質問というより要望となりますが、1点目として、各常任委員会の行政視察研修において担当課の市の職員を同行することはできないかについて、市のトップである町田市長に答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問の1問目、行政視察研修について、各常任委員会の行政視察研修において担当課の市の職員を同行することはできないかについて答弁をさせていただきます。

去る先月27日の市議会の開会日において、各常任委員会の委員長の報告がございました。先ほども武澤委員長が申しましたように、総務常任委員会におきましては千葉県千葉市と館山市、文教厚生常任委員会におきましては岡山県の総社市と和気町、また産業建

設常任委員会におきましては京都府の綾部市と奈良県の御所市ということで、これもそれぞれ人口減少や激甚化する災害への対応など、自治体を取り巻く環境が急激に変化をする状況を踏まえ、将来にわたり阿波市が持続可能な自治体を目指し、各種政策を議論する上で先進地事例の研修は非常に有用であると認識をしております。

議員提案の行政視察研修への行政職員の同行につきましては、本市の政策を議会とともにつくり上げるという観点からも、行政職員が研修に同席し、先進地事例の内容を議会と同様に共有できることは、より効果的な政策を効率的に立案できることにつながっていくと考えております。そして、議員も言われましたように、百聞は一見にしかずと申しますので、現地に行って視察するということが非常に効率的で有意義であるということでございます。そして、このことから、視察研修への行政職員の参加が実行できるように、議会とのルールづくりを含めて調整していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

市長自ら、行政職員が研修に同行し先進地事例の内容を議会と同様に共有することはより効果的な政策を効率的に立案できることにつながるのではないかと、そして実行に向け調整していただけるとのことでした。来年の視察研修も本年以上によりよいものにしたいと考えます。

研修に際して感心した点がもう一点。（封筒を示す）

少し小さいですが、こちら、このような封筒、こちら現物になるんですけども、館山市ではこのような封筒が使われており、封筒の再利用ができる工夫がされております。この下をはさみで切つてのりをつけることで封筒が出来上がるというようなものです。こういった僅かな工夫を加えることで少しでも市民の金銭的な負担が軽減されたり環境に配慮できたまちづくりが進められます。市長もおっしゃられましたが、百聞は一見にしかず、昔からある言葉ですが、実際に目で見て肌で感じることで今後の阿波市発展のヒントを共に共有できることが非常に望ましく思います。

もう一つ要望を言うなら、今後の阿波市の支え骨になられる課長レベルの職員が同席していただけることを望みます。そうすることで、未来を見据えたまちづくりに必ず寄与できるものになるでしょう。費用の捻出等、超えなければいけないハードルはあると思いますが、必ず阿波市にとってプラスとなると思いますので、よろしく願いいたします。

2問目に入ります。

先ほどの質問でもありました館山市、千葉市、そして阿波市を含む全国の自治体で人口減少問題に取り組むべく力を入れているのが移住定住施策です。

全国の自治体で力を入れているわけなので、移住者に定住してもらえるようあの手この手で独自の施策や補助をつくり、まさに争奪戦になっている状況です。全国各地でも、移住希望者とのマッチングの機会である移住フェアなどでは、阿波市のPR動画などを作成し、阿波市のアピールを行っていると思います。あるデータでは、日本人移動者の都道府県間移動者は昨年が約15万人と言われており、年々増加傾向にあります。

ここで、県外に阿波市をPRする際に何を主体的にアピールしているのかについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問2問目、移住定住事業についての1点目、県外に阿波市をPRする際に何を主体的にアピールしているのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、第2次阿波市総合戦略に基づき、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりの実現に向けた取組として様々な移住支援や定住促進事業を積極的に実施しているところでございます。移住定住の施策では、阿波市の持つ強み、魅力をアピールしながら、本市に移り住みたいと全国から人が集まる、選ばれる阿波市を目指しております。

議員ご質問の県外の方に対する阿波市のPRについては、阿波市が取り組んでいる支援策を市公式ホームページをはじめ広報あわや市公式LINE、また大阪や東京で開催される移住フェアへの参加、オンラインによる移住相談会などあらゆる媒体を活用しながら情報発信に努めています。

具体的には、本市は徳島県内でも有数の農業地帯であり、地元産の農産物を学校給食に使用するなど地産地消による食の安心に関する取組や避難体制の充実、防災関連施設の整備など防災・減災対策を積極的に取り組んでいること、結婚、妊娠、出産、就学前教育、義務教育、そして高校卒業までを子育て支援期間として捉え、切れ目のない子育て支援の充実などをアピールしています。さらに、移住者の増加及び定住促進に資することを目的とした阿波市移住交流支援センターを阿波市観光協会内に設置し、観光協会が持つ発信力やネットワークを生かし、移住者に寄り添った相談業務も実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市ホームページ、広報あわ、公式LINE、食の安心の取組や防災・減災対策、子育て支援の充実などの取組と阿波市観光協会に設置されている阿波市移住交流センターなどで移住者に寄り添った相談業務を行っているとのことでした。

こちらをご覧ください。（パネルを示す）

私が様々なインターネットの情報を拾い上げ、一部を表にしたものです。中でも一番気にするのが恐らくここだと思います。

物価指数です。最低賃金は全国で一律ではありませんが、残念ながら徳島県は全国45位という順位であります。しかし、物価指数は全国を100とした場合に徳島県では96.2で38位と物価が低く、働き方次第では住みやすい環境であるということが分かります。また、阿波市の町田市政の掲げる子育てするなら阿波市を表している数値がこちらです。保育所の待機児童数がゼロで全国1位であり、あわせて子ども医療費が18歳年度末まで無料であることも阿波市の大きな売りになると思います。安心度は全国1,700自治体中162位、農業活性度は156位となっており、阿波市の売りを前面に出すことで少しでも興味の引ける移住相談ができると思います。

例を挙げれば、阿波市で生活されている方で農家とつながっている方々がお米の購入は一般的なスーパーで買うよりも生産者より直接購入ができ、おいしく、市場価格より安価に買うことができたり、野菜も無償で提供してくれる場合があるなど、田舎ならではの話も興味を引くことができると思います。

こんなことを言ってもなんですが、私は移住に対して決して賛成派ではありません。日本全国の人口は約1億2,000万人であります。移住をしたところで日本の人口が増えることはありません。ここに多くの補助金を出し、一時的な自治体の人口は増加するものの、根本的な少子化対策には程遠いと考えます。

しかし、国が移住定住施策を推進している以上、無視することはできません。また、阿波市でも施策を進めている以上、他の自治体に負けないようなアピールで阿波市の魅力を進めていただきたいと思います。今回質問をさせていただきました。

この表は、あくまでも一部の情報でしかありません。移住をご検討の方にぜひ阿波市を選んでいただけるようなアピール方法をもう一度検証してみたいと思います。

住むところが決まれば移住しやすいとの意見から、四国のとある町では移住者に対して

住宅環境の補助に力を入れているところもあります。アパートの賃料の補助や空き家を自治体が借入れ、リフォームを行い、移住定住住宅として2年間をめどに賃貸を行い、賃貸料でリフォーム代金を回収する仕組みづくりを実行されているようです。また、事業開始型補助金を利用し、市が店舗を借り入れ、起業のお試し物件などを検討してみたいかがでしょうか。

全国の自治体が一斉に動いている移住定住者施策。各自治体が様々な知恵を出し合いながら、終わりのない争奪戦が続いております。阿波市の魅力を短時間で分かってもらえる分かりやすい資料の作成と補助金拡大も再検討いただき、より多くの移住者や徳島県阿波市の魅力を知っていただけるよう尽力をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

9番坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初に、令和6年度当初予算編成についてであります。

令和5年8月31日、総務省は令和6年度の地方財政の課題を公表し、その中では経済財政運営と改革の基本方針2023等を踏まえ、地方公共団体がDX、デジタルトランスフォーメーション、GX、グリーントランスフォーメーションの推進、子ども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性を生かした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現、人への投資など活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう安定的な税財政基盤を確保するとされており、阿波市の歳入の柱であります地方交付税についても、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとされております。

新年度より、阿波市が誕生して20年目を迎えますが、令和2年度まではかなり効果のある普通交付税の算定替え等を含めた国、県の補助金等の活用がありましたが、新年度は合併特例債の活用のみが合併に係る財政支援であり、かなり厳しい行財政運営を迫られると感じております。このような現状に加え、長引いたコロナ禍や現下の原油価格物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続しております。

このような中、町田市長は本年4月24日に阿波市長に就任し、初めての新年度予算編成に臨まれたと思います。公約で掲げております市民が主役のまちづくりをどのように当初予算に反映し具現化していくのか、それらを順次質問をさせていただきます。

最初に、1点目の令和6年度当初予算編成方針について、2点目の令和6年度の財政見通しについて、併せて坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問1問目、令和6年度当初予算編成方針について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の令和6年度当初予算編成方針についてでございますが、10月30日付で本市としての予算編成方針を作成し、職員向けの説明会を開催しております。

令和6年度の当初予算編成では、町田市政の掲げる市民が主役のまちづくり、持続可能な財政運営の実現に向け、市民の声を的確に把握しながら、本市の最上位計画である第2次総合計画後期基本計画に基づき、時代の変化や様々な社会問題に対応できるよう取り組むとともに、第4次行財政改革大綱及び行財政改革推進プランに基づき、歳入ではネーミングライツの導入など新たな収入の確保、歳出ではスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の徹底した見直しに取り組む方針としております。また、将来にわたりよりよい市民サービスを提供できるよう、行政手続のデジタル化によるコスト削減、かつ業務効率化を推進するとともに、その際には人に優しいデジタル化の実現を目指す方針としております。

次に、2点目の令和6年度の財政見通しについてでございますが、令和6年度の歳入につきましては、景気は回復傾向にあるものの、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあります。歳出におきましては、光熱水費や建設資材をはじめとする物価の高騰、高齢化の進展に伴う医療、介護などの社会保障費の増加、老朽化する公共施設の維持補修への対応など、今後も厳しい財政運営が見込まれております。このため、これまで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出を徹底的



に抑制し、持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

市税や地方交付税などの一般財源総額の大幅な増収は見込めない一方、社会保障関係経費や公共施設等の改修、更新など、避けることのできない財政需要が見込まれ、また現下の原油価格、物価高騰の影響についても長期化が懸念されます。さらには、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備など、今後も厳しい財政運営が見込まれます。このため、行財政改革や職員の創意工夫により、自主財源、依存財源を問わず歳入の確保に努めるとともに、選択と集中による予算の効率的、効果的な運用を図りながら市民サービスの安定、向上を引き続き継続できる当初予算編成をお願いいたします。

今後の編成スケジュールとして、今年度中に企画総務部長査定を実施し、来年の1月には市長査定、2月中旬には予算案を発表する予定と聞いております。

それでは、再問いたします。

3点目の市民が主役のまちづくりをどのように予算に反映させていくのか、また4点目の将来を見据えた持続可能な財政運営について、町田市長の考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目の令和6年度当初予算編成についての再問になります3点目と4点目について、順次答弁させていただきます。

3点目の市民が主役のまちづくりをどのように反映させるのかについてでございますが、これにつきましては、本年4月24日付で市長に就任してから私の公約でございます市民が主役のまちづくりの実現に向けて、市民の皆様や自治会の自治会長さん、また各種団体の集まる数多くの会に参加し、様々な方面からの意見を聞かせていただきました。就任してから約220日になるんですけど、市内の会だけで、参考として124日ということで、2日に1回以上の会には参加させていただきました。

そして、その代表的なものとして、本年の10月18日には、私自身が直接市民の皆様のお声を聞きし、今後の市政運営や市民参加のまちづくりに生かしていくために、阿波市まちづくりミーティングというのを市役所で開催し、市民団体と阿波市の歴史的資源、観光資源の利活用方法について意見交換を行ったところでございます。これは一例でございますが、こういったことで、市民が主役のまちづくりの実現に向け、いただいた市民の皆

様の声を関係する部局とも十分共有し、的確に反映できるように詳細な検討を踏まえて、令和6年度の当初予算編成作業を進めているところでございます。

2点目の将来を見据えた持続可能な財政運営についてでございますが、これまで本市は企業誘致や行財政改革に鋭意取り組むことで健全な財政運営を維持してまいりましたが、今後、人口減少や少子・高齢化による社会保障費の増加、老朽化した施設の整備や再編など財政運営については非常に厳しい財政状況が続くと考えております。こうした状況を踏まえながら2点のことに集中して取り組んできました。

これ何かといいますと、人材や財源といった限られた資源を有効に活用することが重要であると考えまして、人材につきましては、本年度は全職員を対象に政策立案能力の向上を目的とした政策立案研修会や持続する健全な財政運営に向けた財政研修会を開催し、喫緊の課題に対応できる人材の育成を着実に進めているところでございます。また、次に財源につきましても、さらなる企業誘致やふるさと納税の獲得に取り組むとともに、ネーミングライツの導入など新たな歳入の確保についてもしっかりと取り組んでまいります。加えて、先ほど企画総務部長のほうからも申し上げましたが、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しや公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量や配置の最適化に取り組み、徹底した行財政改革を進めてまいります。

今後、将来を見据えた持続可能な財政運営の実現に向け、人材の育成、財源の確保に取り組むとともに、市民ニーズを市政に的確に反映しながら効率的な財政運営にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただき、ありがとうございます。

今後、税制改正や各種の制度改正など、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼす国の動向に注視していく必要があります。ただいま町田市長が答弁されたように、市民が主役のまちづくりの実現に向け、市民の声が的確に反映された当初予算編成と喫緊の課題に対応できる人材の育成、財源の確保を着実に進めていただき、将来にわたり持続可能な財政運営にしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます、この質問を終わります。

次に、行財政改革についてであります。

2005年、平成17年の平成の大合併により阿波市が発足し、現在18年と8か月が経過しています。この間、社会経済情勢は大きく変化し、人口減少と高齢化の進行などに

より市町村を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。このような時代の変化に的確に対応しながら、10年後、20年後の将来を見据えたさらなる住民サービスの向上に努めていく必要があります。

そうした状況の中、阿波市議会では令和4年4月13日に議会改革特別委員会を設立し、議員定数の見直しや議会の見える化、デジタル化の推進など、議会改革に取り組んでまいりました。また、行政においては、社会情勢の変化や多様化する行政需要に適切に対応し、将来にわたって持続的に発展し続ける市政の実現と効率的な行財政システムの構築を図るため全庁的に様々な行財政改革に取り組んでおり、それぞれに一定の効果が上がっております。

今回、行財政改革の一環として、広域連携について順次質問をしたいと思います。

平成26年、地方自治法の改正により、地方公共団体の柔軟な連携を可能とする仕組みや事務の代替執行を可能とする新たな仕組みが制度化されました。制度化されたことにより、地域の実情に応じて地方公共団体間で締結でき、別組織、組合や協議会をつくらない、より簡素で効率的な相互協力、事務を任せる側の意向を反映させることが可能となりました。経費の削減や財政基盤の安定化といった行財政改革の視点のほか、広域連携による相乗効果や専門的な人材を確保する等、活力あるまちづくり、市民サービスの向上が期待されています。

それでは、質問に入ります。

1点目の広域連携（一部事務組合等除く）の現状と課題について、坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問2問目、行財政改革についての1点目、広域連携（一部事務組合等除く）の現状と課題について答弁をさせていただきます。

議員お話しの広域連携につきましては、各自治体が所有する施設や人材などの資源をより有効に活用でき、行政コストの抑制にも寄与する手法の一つであると認識しております。本市の事例としましては、本年6月27日、本市、板野町、上板町が連携し、民間事業者との間でペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定を締結しており、板野町、上板町で集められたペットボトルを本市の設備により一括して圧縮処理を行い容量を減らした後、効率的にリサイクル施設に運搬し、新たなペットボトルに再生されるものであり、本市、板野町、上板町において集められたペットボトルの水平リサイクルが飛躍的

に推進されたと考えております。

一方、広域連携の課題としましては、事務事業の執行に伴う費用をどのように分担していくかなど具体的な費用分担の明確なルールがないことから、費用分担を決定する仕組みづくりに取り組む必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

本年6月27日に1市2町、阿波市、板野町、上板町が連携し、さらには民間事業者と協力しながらペットボトル資源循環水平リサイクルに関する協定が締結されたところですが、自治体間での温度差や団体間での事務処理方式の違いなど課題が生じ、広域連携を進めていくには難しいのがよく分かりました。しかしながら、今後、人口減少、高齢化等の進展により、様々な行政課題の発生が見込まれます。阿波市が将来にわたって住民サービスを維持、充実していくために必要な方策の一つとして、広域連携を進めていくことが重要であると考えます。

ここで、他市の広域連携の取組事例を一つ紹介させていただきます。

平成29年度に香川県高松市が総務省補助事業で導入したデータ連携基盤を活用した防災分野のアプリケーションを、令和2年度より周辺2市町、観音寺市、綾川町と共同利用し、広域災害への対応——海岸、河川、道路沿い——を可能とするとともにコスト削減が図られております。

それでは、再問に入ります。

2点目の将来に向けた広域連携の在り方について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目の再問、将来に向けた広域連携の在り方について答弁させていただきます。

少子・高齢化の進行、市民ニーズの多様化、災害対応など、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、行政サービスを効率的かつ安定的に提供するため、各自治体が持つ資源を相互に最大限活用できる広域連携のニーズは今後ますます高まってくると認識しております。このことから、各自治体の独自性を維持しながら、共通の課題解決のため、近隣の市町村等が連携して共同で必要な行政サービスの提供と効率的な行政運営を行うことでコストの低減が図られ、市民の負担軽減と利便性の向上が期待できます。

日常生活におきましても、交通や情報通信手段の発達により、通学、通勤、買物、医療、レジャーなど、住民の生活圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、住民の交流も盛んに行われていることなどから、広域連携や広域行政は行政運営を進める上で有効な手段であると考えます。自治法では、自治体の区域を越えて行政事務などを共同で行い、効率化を図る広域行政の制度として、機関の共同設置、事務の委託、さらには法律によらない様々な広域連携が考えられます。阿波市の将来の柔軟な行政運営のため、前向きに検討していきたいと考えております。また、今後、全庁を挙げまして、各種分野で重要な発想を共有しながら多種多様な広域連携についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

今後、新たに生じてくる業務については、一部事務組合等の仕組みを立ち上げるためには労力を要すること、また業務自体も変化していくことも考慮しながら、さらには財政状況や住民ニーズ等も踏まえ、従来の連携の手法を見直したり、新たな広域連携の検討をお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、学校教育における阿波市中学校部活動の地域移行についてであります。

阿波市中学校部活動の地域移行につきましては、昨年第4回阿波市議会定例会において、同じ会派はばたきの笠井安之議員が一般質問し、議論されたところがございますが、その後の状況変化や進捗状況等についてお聞きしたいと思います。

これまで教育活動の一環として考えられてきた部活動の運営が少子化など昨今の様々な状況により難しくなっており、そんな状況を改善するため、文部科学省は2020年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、2023年度から公立中学校での休日の部活動の地域移行をスタートすることを発表しました。2022年12月にスポーツ庁と文化庁が発表した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの中で、2023年から2025年度の3年間を改革推進期間とすると定めております。地域によっては3年で実施することが難しい場合があるため、地域の実情などに応じて可能な限り早期で実現する方針を示しました。

部活動の地域移行とは、これまで中学校の教員が学校教育の一環として休日に無償で担当していた部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間事業者、外部団体などが行うよう移行する取組であります。現状の部活動は一般的に所属する中学校で行われておりま

す。

それでは、質問に入ります。

1点目の阿波市中学校部活動の現状と課題について、2点目の阿波市中学校部活動の地域移行の進捗状況について、併せて森友教育部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 坂東議員の一般質問の3問目、学校教育における阿波市中学校部活動の地域移行について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の阿波市中学校部活動の現状と課題について答弁させていただきます。

市内4中学校の現状につきましては、全ての学校にある部活としては、男子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子卓球部、女子ソフトテニス部、吹奏楽部、美術部となっております。そのほか、全ての学校にあるわけではございませんが、野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子バスケットボール部、女子卓球部、柔道部、剣道部、陸上部、郷土芸能部、ボランティア部があります。そのうちの野球部やサッカー部では、部員不足のため合同でチームを結成している学校もあり、市全体では15種目の部活に約500人の生徒が所属し、約80人の教員が指導に当たっている状況であります。加えて、部活動指導員3名、外部コーチ15名の方にご協力をいただいております。

部活動の課題につきましては、生徒数の減少による部活動の小規模化や指導経験のない教員の負担増、部活動が要因となる教員の長時間勤務が挙げられております。また、このような観点から、学校におきましては円滑に部活動が実施できるよう学校規模に応じた適正な部活動数とすることが求められております。

次に、2点目の阿波市中学校部活動の地域移行の進捗状況についてでございますが、議員お話しの部活動の地域移行につきましては、国の方針で2023年度から2025年度の3年間を改革推進期間と定め、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされております。

このことから本市におきましては地域移行の推進に向け、今年の8月に阿波市中学校における部活動の在り方に関する方針の見直しとともに、教育、スポーツ、文化活動に関する有識者などにもメンバーとして加わっていただき、阿波市中学校部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、現在議論を進めているところでございます。

推進協議会において、主に8月は運動部、11月は文化部に関し県内の状況を共有し、

市内中学校の現状と課題について意見交換を行ったところでございます。その中で、地域部活動の運営主体はどかが担うのか、指導者や施設の確保はどのように行うのか、子どもの送迎や運営費など保護者にかかる負担はどのように軽減していくのかなど、課題が確認されたところでございます。今後これらの課題について議論を重ね、地域移行に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

中学校部活動の現状等、詳しく説明をいただきました。受皿の整備や指導員の確保、予算確保など様々な課題がある中で、阿波市中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定、阿波市中学校における部活動の在り方に関する方針を定めるなど着実に進んでいると感じました。

部活動の地域移行によるメリットは、生徒側は専門的な知識や技術を持ったコーチやトレーナーなどから指導が受けられる、部活動の選択肢が広がることが期待されています。また、教員側は経験のない競技を顧問として担当するケースもあり、地域移行が進めば精神的な負担やストレスも軽減されると言われております。その反面、デメリットとしては、指導者への指導料や会費、施設利用料などが必要となり、学校で行われる部活動と比べて保護者の負担が大きくなると予想されています。

それでは、再問いたします。

3点目の今後の取組について、高田教育長の考えをお聞きします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 坂東議員の一般質問3問目の再問、今後の取組について答弁させていただきます。

まずは、地域移行への段階的な取組として、人材確保の観点から、各中学校に配置しております部活動指導員を増員し、外部指導員についても引き続き適切な指導者を確保し、教員の負担軽減につなげたいと考えております。また、各学校に対しましては、複数校を対象とした合同チームの結成など、円滑な部活動が実施できるよう、学校の規模に合った適正な部活動数についても検討するよう依頼しているところであります。

部活動の地域移行につきましては、様々な課題があると認識しているところではあります。その全てについて早急に具体的な対策を講じることは困難であると考えており、ま

ずは令和6年度以降において部活動の運営形態について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。部活動は、地域人材の協力のもとで生徒にとって望ましいスポーツ、文化活動を地域が支えていくことが求められています。

部活動の地域移行については、過去にはなかった大きな改変であり、地域や生徒たち、保護者等の不安がありますが、様々な課題を一つ一つ解決しながら、学校部活動が円滑に地域移行できますようお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属、黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

午後3人目となりました。疲れているお方も、眠たくなったお方も、皆さんを魅了できるような質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

思い切って皆さんに一度まぶたを閉じていただきたいと思います。一度まぶたを閉じていただいて、ちょっと想像してみてください。学校教育とは、そういつて思い浮かべるのは、鉄筋コンクリートの白い建物で先生が黒板に板書し、子どもたちが発表したり、体育をしたり、音楽の授業をしたり、時には地域の活動をしたりと、ある程度皆さんの中で同じようなステレオタイプが働くのではないのでしょうか。現在の公教育は、どこも同じようなタイプが当てはまると思っております。目は開けていただいてもよろしいのでしょうか。今、皆さんに目をつむっていただいたら、多分同じように想像できたかと思っております。

そんな中、ある資料で昔の授業風景が写真で見られる機会がありました。そこには、背中に赤子を負った子どもや、兄弟連れで明らかに小学生ではない子と一緒に来ている子



や、所狭しと子どもがいてきちんと座る椅子もないですが、表情は生き生きとして先生と楽しそうに授業をしている姿が写っていました。それを聞いて、ちょっとそれは黒川さん、時代がちゃうわと思った方、そう思った方、そのとおりです。時代が違います。明治維新から大正、昭和と少しずつ変化を迎え、太平洋戦争で敗戦を経験した日本は、1947年に現在の学校教育法をつくりました。これについては9月議会でも少し触れましたが、改正されてきているとはいえ、76年前のこの法律が現在の教育の常識としてまだ君臨している状態です。想像してみてください。戦後、弱り切った日本を立て直すために努力した時代、学校は小さな社会と言われることがあります。戦後工場で働く人や会社勤めの方が増えました。そのことがこの学校教育法に色濃く反映されていることが容易に想像できます。就業時間や勤勉さ、統一感をよしとする風潮は、社会に出て勤め人として働くことが前提にある気がします。

少し前段が長くなりましたが、学校というものの時代背景と意義を考えながら進めていくことができれば、いろいろな問題がもっと軽やかに解決してくる気がするのです。平成っ子と呼ばれていた子たちも、今は社会人となり、現在、時代は令和です。時代は目まぐるしく変わっており、現在ではなりたい職業の上位にユーチューバーが君臨する時代です。職場にドローンやAIが導入される時代がやってきました。その時代の変革期であるということを念頭に置き、対応していただければと切に願います。

さて、そんな学校生活であります。悩みの一つに女性の生理問題があります。妊娠するための大切な生理現象ですが、これがどれほどきついか。ここに座られている目の前の方は理事者の方、皆さん男性の方が多いですね。ほとんど男性の方で、事務局の方が女性がいますが、男性の皆様、想像したことがあるでしょうか。まず、痛い。肩をマッサージするとき、ここにパッチの機械があるのをご存じでしょうか。その振動を一度、お持ちの方は下っ腹につけてみて、1日過ごしてみてください。その振動のずうんっていう痛みが一番近いかと思うんですけども、それが続きます。そして、だるいです。それもそのはず、不要になっているとはいえ、血が体から出ているのです。常に貧血状態で、いららします。ホルモンバランスも崩れています。自分の気合ではどうしようもありません。それがほぼ月に1回、1週間程度やってくるのです。これを想像できれば、気合が足りん、どうにか気合で頑張れっていう言葉っていうのは出てこないと思います。

つい先月には、女子学生が生理期のつらさを知っていただきたいと、男の子たちに体験イベントを実施したという記事がありました。このイベントを通して、男子生徒たちは、

こんなにつらいと思わなかったと。彼女が生理のときだったらちょっと優しくしてあげようかなと思うっていうようなコメントが出ていました。そのように、想像ではしにくいつらさがあります。

そしてもう一つ、こちらが大きな問題なのですが、今でこそ私は人前で、このような公の場で生理という言葉をお話しますが、素直でかわいらしかった学生の頃には、生理を知られるのは恥ずかしいと思っていました。この恥ずかしいという感情がやはり学校生活を一番つらいものに行っていると考えます。恥ずかしさから、つらくても言い出せないことの苦しさもあります。また、病気ではないため、休むことへの申し訳なさも生まれてきてしまいます。この恥ずかしさや申し訳なさを打破する意識の醸成が今後の課題と考えます。

とはいえ、まずは阿波市の学校事情を知るため、1つ目の質問として、学校における生徒の生理時期の対応についてをお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 黒川議員の一般質問の1問目、教育環境についての1点目、学校における生徒の生理時期の対応について答弁させていただきます。

県においては、コロナ禍に孤独、不安を抱える女性に対し、社会との絆、つながりを回復することを目的に、女性のつながりサポート事業を実施し、生理用品の学校への提供がされております。

また、本市においても、市民によるボランティア団体、お互いさまだよ応援団から、市内の中学校に生理用品が寄贈されており、提供された生理用品は、保健室や校内女子トイレに配置されております。

また、市内の中学校では、令和4年度より月経に伴う諸症状に関する保健調査を実施し、生徒一人一人の状況を把握しながら、思春期の生徒の心理的な負担を軽減したり、適切な助言や指導を行ったりしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきましたように、県のサポートや市内の団体の皆様からもサポート体制があることはとてもありがたいことで、各学校ごとでも対策はしてくれていることかと思えます。

ただ、社会人でも生理期間中はきついです。生理時期専用の鎮痛剤のCMが後を絶たないことからご理解いただけるかと思えます。社会人では、足元に毛布を用意して冷やさ

ないようにしたり、どうしてもものときは生理休暇というのもあります。なぜ、まだ生理との付き合いの浅い学生が我慢という解決方法しかないのかが不思議でたまりません。

そこで、提案ですが、生理期間中、カードなどを活用してはいかがでしょうか。保健室で休みたいときは緑色のカード、生理用品を忘れて欲しいときにはピンク色など、わざわざ言わなくてもカードを掲示することで対応をしてもらえることができるのであれば、神経をすり減らして言えないつらさというのが軽減するのではないのでしょうか。最近、トイレに生理用品を配置する学校も増えてきているようで、ありがたいことですが、それでも恥ずかしくて申し訳ないということから取れない子がいるということも念頭に入れていただきたいのです。生理用品だけが生理中の問題ではないというまずは意識が大事ということを知っていただきたいのです。

不登校などでも言えることだと思いますが、SOSを言えるうちはどうにかできます。困っていますと言えることは、本当に大きな勇気が要ることなのです。ただ、言えなくて苦しんでいる子たちをいかに救うことができるのか、そこを考え、環境を整えることこそが行政ができることではないのでしょうか。生理は、将来子どもをつくる上で重要な現象です。学生時代の我慢や冷えが生理不順につながったり、ひどくなれば不妊症へと発展することもあります。そこを対策せず少子化問題を語るというのは愚策かなと思いますので、ぜひこの生理問題ということにしっかり耳を傾けていただきたいと思います。

それでは、再問に移ります。

こちらも、昭和から続く体制からくる質問となります。

寒くなってきたある日、ふと子どもに聞かれました。足を冷やさんようにっていうのに、何でスカートしかはいたらあかんのと。確かにと思いました。私自身も、何となく制服は女子はスカートとっていたのですが、そもそもスカートでもズボンでもいいんじゃないでしょうか。先ほどの生理期のスカートは、足を冷やします。これもつらいです。また、あるときは子どもの体操服がとても汚れて大変で、なかなか汚れが落ちません。それもそのはず、真っ白の体操服です。あるときは、中学校になって髪の毛がツーブロックがあかんのは何でだろうなという話題も上がりました。

こうした問題について、なぜ駄目なのかということに対してしっかり理由を説明できるものは幾つあるのでしょうか。学校校則については、理不尽な理由で禁止をされている、いわゆるブラック校則について、県でも見直しの声が上がってきています。こちら戦後から続く風潮が色濃く残っているのも多くあることへの対応が求められてきているのではな

いでしょうか。

そこで、再問として、学校校則の見直しをしてはどうかについてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 黒川議員の一般質問の1問目、教育環境についての再問、学校校則の見直しをしてはどうかについて答弁させていただきます。

令和4年第3回定例会において答弁させていただきましたが、これまでも市内各小・中学校では、学校校則に関して生徒、保護者の意見を聞いたり、新聞やニュース等で話題になったりしたものを人権的視点で検討し、各校の実情に合わせ見直しを行ってきております。

最近の事例といたしましては、ジェンダー平等の視点から、制服ではスカートとズボンのどちらを使用してもよいという校則の見直しを行った学校が増えています。上靴等の色を同じ色にしたり、自由にしたりする学校もあり、多様性を認めた柔軟な校則に変わってきています。また、中学校では、生徒会が中心となって意見を出し合い、学校の課題や校則を考えた学校もあります。

校則の見直しについては、昨年12年ぶりに文部科学省の生徒指導提要の改訂が行われ、校則の運用、見直しについて全ての学校に周知されました。また、県教育委員会よりも、児童・生徒が主体的に参画する校則の見直しに向けて、県の校長会において説明が行われています。

このように、市内各小・中学校において、さらに多様性を認めた柔軟な校則に見直しが進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁いただきましたように、少しずつ柔軟な対応をしてくれている風潮になってはきています。特に、服装などの身なりについては、学校ごとにより柔軟な対応をしてくれているところもあります。

しかしながら、保護者の疑問は絶えません。中学校、買い食い禁止なんよ、学校の時間が長いのおなかが減るよなとか、そもそも学校生活の時間が長過ぎるけん、なかなか御飯が食べれんのよなという声も。確かに部活も勉強もしているため、どうしても時間は長くなります。ならば、それはまた別の問題として、ではじゃあおなかが減るよなということに対して、どうにかできないかと思うのです。

私自身も、中学時代に身長が18センチ伸びました。おなかが常にぺこぺこな学生でした。1度だけ、部活前にカロリーの高いジュースを自販機で買ったときに、運悪く先生に見つかってしまいました。すると、連帯責任として、私だけでなく部活の子全員が体育館を雑巾がけするという罰を受けてしまい、私はそれで今でもそのジュースを飲むことができません。

私の話はさておきまして、現在の話としても何度も言ってきましたが、食べることは生きることです。事中学生生活は、大人になる直前の最もエネルギーを費やす大切な時期です。しかも、思春期でもあるため、おなかの音を周りに聞かれないナンバーワンの時期でもあります。そんな大切な時期の学校の給食は、一日の中でも大きなウエートを占めています。給食の特に中学におけるカロリー量は適正であるのか、そして給食は、安かろう、悪かろうでは意味がありません。農業立市が誇る阿波市としての給食の意識は、ほかの市町に群を抜いているものであってほしいと考えます。

そこで、再々問といたしまして、給食におけるカロリー量や質についてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 黒川議員の1問目、教育環境についての再々問、給食におけるカロリー量や質について答弁させていただきます。

給食1食当たりのカロリー量は、文部科学省の学校給食実施基準において定められており、給食センターに勤務する県の栄養教諭がこの基準を基に毎月の献立を作成しております。

次に、給食の質についてでございますが、給食センターでは、阿波市産の食材を優先的に使用するため、毎月1回、阿波市学校給食農産物供給協議会を開催し、野菜の使用予定や作付、生育状況をJAと協議を行い、年間を通して安全・安心な農産物の安定的な調達を行っております。また、阿波市内で調達できない食材につきましては、可能な限り県内産、国内産を使用するようにしております。さらに、本市の農業振興計画においては、給食における有機食材の積極的な活用についても盛り込まれていることから、有機農業の日となる12月8日本日、市内で唯一有機JAS認定を受けた農家のご協力により、阿波市産の有機野菜を使った給食の提供を試みたところでございます。

今後におきましても、引き続き地産地消を積極的に推進し、児童・生徒に安全・安心で質の高い給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁にもありましたように、給食としてのカロリーは確かに足りているのかもしれませんが、朝7時から学校に来て、夜6時頃までいる子どもたちにとってはどうでしょうか。御飯が足りていない子どもたちに勉強しろ、体力をつけろ、プログラミングを頑張れ、英語もしっかりね、さあ部活の時間だ、気合を入れろ、部活が終われば塾だと言っても、土台ができていないうちにどんどん装飾を乗せていく感じです。それでは根底から崩れるのが想像できます。

皆さんが朝7時に出勤して、お昼御飯は12時半から40分、仕事終わりは毎日6時という生活が続くと想像してみてください。もちろん、おやつ、ジュース、コーヒー、たばこなどの嗜好品はなしで。そう考えると、大人でもしんどいなと考えるのではないのでしょうか。理想を言えば、10時、3時に補食の時間を設けてほしいぐらいですが、せめて子どもたちが自主的に補食ができる体制、例えばちょっとしたおにぎりやエネルギーバーなどを食べても気を遣わないような体制づくりを今後の課題として取り組んでいただけたらと思います。

食品の自動販売機を視野に入れてもいいのではないのでしょうか。これらは、学校ごとの対応になるかとは思いますが、先ほども言いましたように、環境を整えるのが行政の仕事です。まずは、大人の方が意識を共有してほしいと感じます。

ともあれ、答弁でもありましたが、本日12月8日は有機の日です。有機は、循環型農業として未来につなぐ大切な農法であることから、有機農業推進法が取りまとめられています。そして、それを記念して、有機の日を12月8日と定められています。その阿波市の給食として有機食材を提供いただけたことに、本当にありがたく感じます。農作物の多様性の一歩を給食との関連でできたことは、子どもたちにとっても大いに意義のあることだと思っています。阿波市が誇る農産物を食べて、子どもたちが未来へと飛躍していくことを願って、第1問を終了したいと思います。

それでは、第2問、障害者福祉について移ります。

私の信念といたしまして、子どもに優しい社会は、誰にとっても優しい町であると考えます。子育て世代に優しい阿波市は、当然のこととして障害者の方にも優しい町であることを望みます。

障害を持つ方は、成長の過程がゆっくりであると言われるます。そのゆっくりさは個人差

があるため、一概にまとめて考えられないところに支援の難しさがあります。支援学校、施設などでは、個別の支援計画というのを立てます。自閉症、ダウン症、発達障害など、診断名がついたとしても、個人によって支援の度合いはまちまちなのです。

そして、支援をする主を担うのは、ご家族です。自分が体調不良だろうが、けがをしていようが、コロナ禍であろうが、何があっても基本はご家族が対応します。また、自分にどれだけ大切な予定があっても、施設や支援学校がお休みであれば、自分の予定をキャンセルせざるを得ません。もちろん、大切な家族のためなので、皆さんももちろんキャンセルし、対応します。しかしながら、毎回そして長期にわたれば、どんなに大切とはいえ、気持ちが疲弊してきます。

先ほどの質問でも言いました。環境を整えるのが行政の役目です。そこで、障害者支援として、行動援護というものに対し、支援が既にあります。そして、行動を支援してくれる方として、ヘルパーがいます。ここで言うヘルパーは、介護のヘルパーとはまた別のものになります。この行動援護のヘルパーが、阿波市には不足していると感じます。ただ、ほかの市町の事業所で阿波市を支援範囲として活動してくれている事業所はあります。なので、制度の柔軟さを持たせていただければ、支援も広がるのではないのでしょうか。

そこで、障害者のヘルパーの充実を図ってはどうかについてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問の2問目、障害者福祉について、障害者のヘルパーの充実を図ってはどうかのご質問に答弁させていただきます。

障害福祉サービスのうち、ヘルパーが行うサービスとしては、自宅を訪問して入浴や食事等の介護など生活全般にわたる援助を行う居宅介護サービスのほか、知的障害や精神障害のある方が行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護を行う行動援護サービスなどがあり、障害者の地域での生活を支えるために欠かせないサービスであります。

東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会を構成する阿波市、吉野川市では、ヘルパー事業所として20か所が県の指定を受けておりますが、資格を取得したヘルパーが必要である行動援護を提供できる事業所はそのうち3か所しかないため、ヘルパーの不足が課題になっております。そのため、国では、医療・介護・障害福祉分野の人材を確保するため、賃上げによる福祉・介護職員の処遇改善に取り組んでいるところであります。

議員ご質問のヘルパーの充実につきましては、障害福祉サービスを提供する事業者も参加する東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会において、サービスの質の向上や職員の

処遇改善を含め、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁いただきましたように、既に利用者さんの負担が少ないよう支援がつくようにはなっていますが、阿波市の事業者さんに対してだけとなっています。

対象のヘルパー事業が充実していれば、それで事足りるのですが、そうではない現状なので、せめて阿波市を活動範囲として実績のある事業者に対して支援を拡充していただければ、利用者の方も、それを支援する事業者の方も助かるのではないのでしょうか。また、ヘルパーの拡充活動について、そして答弁でもありましたように拠点事業の進捗についても併せてお願いいたしまして、第2問を終了いたします。

それでは、第3問は、観光・農業振興についてです。

皆さんは経験ないでしょうか。私は、県外の方に名刺を出し、阿波市の黒川ですと言うたびに、ああ、阿波市ってあの阿波踊りの阿波ですかと、目を輝かせて聞かれます。そのたびに、ああ、阿波踊りの連も幾つかあるんですけど、大きなイベントはまた別の市でやってるんですってというような、ちょっと言い訳じみたといいますか、期待に沿えずすいませんみたいなニュアンスで答えることにとってもやるせなさを感じるがよくあります。

そこで、ふと考えました。阿波踊りの阿波がつく阿波市こそ、阿波踊りに全力で力を入れるべきではないのでしょうか。ほかでは絶対まねのできない阿波と言う地名が使えるのは、阿波市だけなんです。これほど強いワードを使わない手はないと思い、阿波市の阿波踊り、誰が聞いても本場の響きがしませんか。

そこで、第3問の1つ目、阿波市での阿波踊り環境を充実すべきではないかについての見解をお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の3問目、観光・農業振興についての1点目、阿波市での阿波踊り環境を充実すべきではないかについて答弁をさせていただきます。

本市の観光振興については、主に一般社団法人阿波市観光協会を中心に観光需要を見極め、本市の観光資源の活用を図るとともに、発掘、磨き上げそして情報発信を積極的に進めているところでございます。



議員ご質問の阿波踊り関連でいいますと、本市の観光名所と阿波踊りのコラボ動画の制作や、イベント開催時の一つのプログラムとして阿波踊りの披露や阿波踊り教室を開催するなど、地元の阿波踊り連と連携を図りながらその魅力を伝えているところでございます。加えて、市内の小学校では、阿波踊りの体験学習などにも取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、引き続き本市阿波踊りのさらなる魅力向上に、またよりよい環境づくりに向け、地元阿波踊り連と意見交換するとともに、他市の取組を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 簡単に充実させてくださいと言っても、一筋縄ではいかないかもしれません。しかし、答弁にもありましたように、コロナ禍での阿波踊りと阿波市の名称をくっつけたような動画などを見させていただきましたが、とてもいいなと感じました。ほかの市町と同じようにしなくても、時期もお盆の時期でなくても、秋とか春などに行楽シーズンと併せて、完全にオリジナルの阿波踊りイベントをするなど、アイデア次第だと思っています。

現に小松島でも秋の阿波踊りを行ったところ、大盛況のようでした。また、阿波踊りではありませんが、花火は夏という概念を吹っ飛ばした大イベント、にし阿波の花火大会でも、即日チケット完売という大盛況イベントとなっております。

コロナ以降、時代は既定路線ではなくアイデア次第という風潮になってきています。どの市町でも、魅力はたくさんあります。阿波市としても、あふれる魅力をアイデアで最大限に膨らますことが必須であると感じます。どうぞ善処していただき、阿波市って阿波踊りの町と聞かれたとき、胸を張って、そうです、阿波市の阿波踊りにぜひ来てくださいねと言える町にしましょう。

さて、魅力あるイベントが打ち出せたなら、今度はお土産ですね。阿波市に足を運んでくれた方に、ぜひ阿波市産のお土産を持って帰ってほしいのです。

先日、観光協会の視察で四万十町に行ったとき、仁井田米という米がブランド化して売り出されているということを聞きました。昼食会場のお土産屋に行くと、仁井田米と書いた袋にパッケージ化された米がありました。米をすてきな袋に詰めたら、立派なお土産です。早速、持って帰って食べてみました。少し甘い感じというのが売りでとてもおいし

く、感動したのですが、そのパッケージを見ると仁井田米と書かれていることで、書いてあるものを読みます。すると、特定栽培米であることや仁井田米がなぜおいしいのかなどの説明もあり、おいしさの裏づけがなされました。これはいいPRだなと感じました。

また、別の会で徳島市の議員が、トクシィちゃんと藍染めの模様で装飾されたパッケージにスダチを入れてくれたことがありました。決してスダチは徳島市だけのものではないのですが、県外の議員にはイメージ戦略が絶大でした。

お配りしたプリントのほうを見ていただければと思うのですが、（資料を示す）上のほうが徳島市のトクシィちゃんのスダチですね。私は実物を持ってるんですけど、（スダチパッケージを示す）このパッケージに家で摘んできたスダチを入れるだけでもうお土産として渡せます。この後ろには、徳島県産スダチといって徳島県のものですよとは書いてくれているんですけど、何となくトクシィちゃんがいることで、何か徳島市名産なんかになっていうイメージ戦略を打つことができるすごいい手だなと思いました。

こういうのもあるように、再問として阿波市のPR戦略用のパッケージをつくってはどうかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の3問目、観光・農業振興についての再問、阿波市のPR戦略用のパッケージをつくってはどうかについて答弁をさせていただきます。

本市では、魅力ある農産物や加工品が数多く生産、製造されているにもかかわらず、その独自性や優位性を十分発揮できず、その多くは認知度が低い状況にあったことから、本市が阿波市のいいものとして認証し、広く市場、消費者へPRすることで、阿波市ブランドの創出を目指すとともに生産者のさらなる生産意欲の喚起と増収を図り、阿波市のイメージアップにつなげる阿波市特産品認証制度を平成27年度からスタートしております。

現在、阿波市のいいものとして28の認証品が誕生しておりますが、商品のパッケージなどにつきましては、市独自の支援事業をご活用いただきながら、それぞれの生産者がそれぞれのデザインにより製作し、認証マークを貼付するなど、本市の魅力も併せてPRしていただいているところでございます。

議員ご提案の各種イベント時など、あらゆる場面において利用できるPR戦略用のパッケージの製作につきましては、県内外の自治体における有効事例などを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁いただきましたように、阿波市のいいもの認証品としてシールもございます。（パッケージを示す）なので、こういうのに阿波市産と書いて、さらに認証のシールが貼れたらさらにいいんじゃないかなというふうに思います。阿波市としてはやはり農産物というのがどこに対しても恥ずかしくないものでありますので、例えば阿波市には、阿波市が誇る美～ナスとかもございます。美～ナスをちょっと大きめのパッケージに入れたらそれで既にお土産になると思うのです。

PR戦略は、既に打ち出していたいただいているとは思いますが、先ほどから言うように、PRはイメージ戦略が大事です。売り出すためのストーリーをつくり、よりよいイメージ戦略の一環として、ぜひ阿波市独自のパッケージを検討していただきたいとお伝えし、最後の質問に行きたいと思えます。

最後の質問は、ごみについてです。

新ごみ処理施設のことは、9月議会でも質問し、今回も多くの議員より詳しい質問がなされているので私自身は控えるのですが、毎日のごみ事情のことなので、視点を変えてごみ袋についてお聞きいたします。

毎週月曜日は大忙しです。その中でも大きなウエートを占めるのがごみ出しです。ごみをまとめ、縛る。その縛る作業のときに、やったことある方は分かると思うんですが、するりとほどけるときのやるせなさ、分かりますでしょうか。分かっているんです、ちょっと量を減らして次のごみ袋に入れるか次の回に回すとかすればいいんですけども、事主婦においては、それは敗北を意味します。無駄なくぴっちり入れて今日のごみは今日中にまとめたい、そんな思いから、ちょっとごみ袋を引っ張って、膝でぎゅっと抑えてそれでやったときにするっとほどけたときに、物すごいやるせなさを感じます。そのときのテンションはだだ下がり、市民の皆様も経験したことがあると思うので、市民の1週間の覇気につながると思うのです。

そんなときに、いつも想像します。くくれるだけの、べろって分かるでしょうか、袋にこういう上にべろっと出たものがあればくくりやすいのではないのでしょうか。（レジ袋を示す）

そこで、指定ごみ袋の形状についてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 黒川議員の一般質問の4問目、ごみについての1点目、指定ごみ袋の形状について答弁をさせていただきます。

本市の指定ごみ袋は、45リットル相当の容量がある平袋型の大とレジ袋型の大、20リットル相当の容量がある平袋型の中の3種類があり、可燃ごみ専用として市内の小売店舗などで販売しており、その販売により生じた収入は、可燃ごみ処理費の一部として活用しております。

令和4年度の販売枚数としましては、平袋型の大が約111万2,000枚、レジ袋型の大が約22万5,000枚、平袋型の中が約10万6,000枚の合計約144万3,000枚を販売しており、平袋型の大が販売枚数の約77%を占めております。

45リットル相当の容量がある平袋型の大とレジ袋型の大の形状を比較しますと、レジ袋型の大が一見小さく見えますが、レジ袋型の大には両側に11センチメートルのまちがあることから、容量は平袋型の大と同じ45リットルの容量がございます。

また、指定ごみ袋の強度につきましては、いずれの形状も厚さが0.03ミリメートルあり、その確認はJIS規格、日本産業規格に基づく試験方法により、引っ張り強さや伸びとともに試験を行った上でその試験結果を納入業者に提出いただき、確認を行っております。

議員ご質問の指定ごみ袋の形状につきましては、市民の皆様の使いやすさやコスト面なども考慮しながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 確かに、レジ袋型にはべろがついています。レジ袋型、本物ではないのですが、こういうことですね。（レジ袋を示す）こちら、このべろをまずくくってからくるので、確かにくくりやすいです。そして、これはちょっと私も勉強不足だったんですけども、この取っ手の部分だけ容量が少ないと思っていたんですけども、まさか45リットル入るということは勉強不足でした。

しかしながら、これもみんな思ってると思うんですけども、家庭用ごみ袋に引っかけるときは裏返して引っかけます。なので、この部分をどうしても主婦は許せません。この部分、ここに望むのは容量はそのままで、縦の高さもちゃんとごみ袋に余力がある容量があって、そこにただべろが欲しいだけなんです。こちらは私も調べてみたんですけども、ここまで実演しておきながら、全国でもあまりその形状を取っているところは少ないです。

なので、まだまだ検討事項がありそうです。それを踏まえた上で、主婦としてすごく聞く要望なので、今回提案させていただきました。これについては、議員も行政のほうもお互い勉強しながら考えていければと思います。

そして、全国あまりないといえば、中央広域環境施設組合が採用予定である新ごみ処理施設。こちらは、まだ全国に1つしかない方式を阿波市のほうも予定しておりますので、全国2つ目の先進的な取組をしようとしています。これは、もしも議員側から先進的な取組を提案したら、理事者の皆さんはそらええな、もうすぐっていうことは少ないと思います。まず、調査研究から始まりまして、ああ、ええなあと思ったら検討していただける流れになるかと思うんですけども、新ごみ処理施設は大きな大きな事業です。これだけがなぜか突然先進的なものを採用している予定なので、こちら去年不調となった経緯なども併せて慎重に調査研究そして検討をしていって、これも議員と共に勉強していければと考えております。そして、子どもたちに誇れる事業としてごみ処理施設が残せることをお願いいたしまして、黒川理佳の一般質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時09分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番原田健資君の一般質問を許可いたします。

5番原田健資君。

○5番（原田健資君） 5番原田健資、質問を始めさせていただきます。

県道の要望等について。

1、県道の改良の要望の状況について、2、善入寺島をまたぐ抜水橋の建設と新設道路について、この2つについて質問をさせていただきたいと思います。

過疎の町に市場町が指定されているのですが、市場町は四国一住みよい石井町との境は僅か十数キロしかありません。けれども、市場は過疎の町なのです。石井町は、県都徳島市に近いし、国道192号線など徳島に向けて3本もの2車線道路があります。路線バスもある、鉄道もある、新設道路沿いには商店街が、新しい町が出来上がっています。吉野川市は、さらに192号の改良を求める発言をしています。ぜひいたくだと思いました。

人口とインフラの関係もありますが、インフラって何なんですか。八幡小学校の生徒が少ないという話題が公民館でありましたけれども、人口とインフラは大事だと思います。既にあった計画に過疎対策という言葉をつけただけの過疎対策。新規の対策はあったのでしょうか、できているのでしょうか、疑問です。そういうふうなインフラは大事だと思うんです、過疎対策として。

話はちょっとそれですけども、土成西部の成当、郡など、鉄道の最寄り駅はどこでしょうか。西麻植駅の真北は土成町郡、吉野町の西の端、追分のバス停があった辺りが西麻植駅の真北です。9番札所の東側、土成工業団地の東の端なども西麻植駅の真北となっております。川島駅の真北は浦池、消防署の東側の水田辺りが川島駅の真北となっております。

子どもの頃から南岸への道は中央橋に頼るものでした。中央橋を渡ることに慣れてしまっていました。国鉄バスや徳バスで鴨島駅へ行って汽車に乗り換える、これも中央橋を通っていく、慣れてしまっていたのですが、最寄り駅のほうは全然違うわけでございます。そこには橋がないからなんですけれども、この地域、切幡、八幡と土成西部は同じ地域、同じ位置関係にあると思います。ですから、切幡西麻植停車場線、土成西部にとって影響、関係があると思います。西条大橋線ですとか瀬詰の大橋、南山から北の山の裾まで一直線で行けるようになりつつあります。

一方、こちらのほうの地域は、切幡西麻植停車場線なんですけれども、ここ十数年、何の変化も目立ちません。ほとんど税金が投入されていないということでしょうか。どうなっているのでしょうか。ちゃんと県へ要望していただいているのでしょうか、と思うことしばしばです。切幡西麻植停車場線バイパス造りで、阿波市の中央部にもう一本、南北一直線のルートを北から南まで企画、開発をする必要を感じているわけでありまして。手つかず、ほったらかしの十数年分を取り戻すべきです。

県への要望はどうなっているのか、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田健資議員の一般質問の1問目、県道の要望等についての1点目、県道の改良要望の状況についてのご質問に答弁させていただきます。

市内を走る県道は、主要地方道5路線、一般県道9路線の計14路線あり、市内外を結んでおります。

徳島県においては、地域の皆様の安全・安心の確保や利便性の向上を目的として、大規

模な改良事業については国の交付金事業を活用し、比較的小規模な改良事業については県単独事業により計画的に県道整備を進めていただいております。昨年は船戸切幡上板線の土成工区、本年7月には宮川内牛島停車場線の吉野工区が整備され、現在供用を開始されております。

今年度は、交付金事業を活用した志度山川線のバイパス事業、船戸切幡上板線の現道拡幅、宮川内牛島停車場線のバイパス事業などを実施していただいております。加えて今年度の県単独事業として、市内の県道の交通状況や市民ニーズを踏まえて市が取りまとめ、主要地方道津田川島線を含む14路線、52か所の道路整備を県へ要望しています。

なお、今年度は、鳴門池田線で2か所、船戸切幡上板線で3か所、宮川内牛島停車場線で1か所、市場学停車場線で1か所の4路線、7か所において事業を実施していただいております。

今後も、市内の県道整備につきましては、県に対しましてしっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。14路線とか、52か所とか、多そうに見えますが、ごく短い箇所もあると思うし、年々やってる事業の積み重ねているところもあるし、そうでないところもあって、差が随分あると思うんです。箇所数より長さ、大きさが随分差が出ると思います。公平にやっただけしているのでしょうか。

237号県道ですけども、切幡西麻植停車場線のルートは、川島橋で津田川島線と重複しています。主要な道ですので、積極的にこの地方の道路に取り組んでいただきたいと思います。切幡西麻植線の発言がなかったのは残念です。

引き続き、ですから県道237号切幡西麻植停車場線は土成西部のほうにも影響があるわけございまして、関係があるわけございまして。西条大橋線が南山から北山まで一直線のルートが年々完成に近づいて、バイパス新設道路はすばらしいものです。瀬詰大橋は、同じく南北に新設一直線道路が、バイパスが年々のように伸びていっております。

一方、こちらのほうは、地域のほうは一切ではないですけれども、切幡西麻植停車場線はこの十数年何の変化も目立ちません。ほとんど税金が投入されていないということでしょうか。切幡西麻植バイパス線造りで、阿波市の中央部にもう一本、南北一直線の北山から南山までルートを企画、開発する必要性を感じているわけです。手つかず、ほったらか

しのこの十数年間を取り戻していただきたい。このルートは、国土交通省吉野川善入寺島をまたぐルートです。大橋が必要です。川幅が1,700メートル。1,700メートル大橋でもいいのですが、でも3分割でどうでしょうか。粟島渡し船大橋、大野島大橋、善入寺島島内大橋という3分割のやり方もありますし、もっとほかにいい方法があるかもしれません。特に、粟島渡し跡の大橋は、川島流失対策としてもニーズが高い大橋と思います。この辺りは、吉野川と吉野川流域で最長6キロほど大橋がありません。鴨島と学の間は、約6キロ大橋がありません。

先ほど言いました県道237号切幡西麻植停車場線ではありますが、阿波市の未来を考えた場合、2号県道讃岐津田阿波川島の線もさることながら、切幡西麻植停車場線のほうが土成西部、八幡、市場地域にとって多くの市民に便利なルートになると、そう考えております。このルート開発により、鴨島町西部との交流がより便利になり、人流が活発化しやすくなると思います。このルートは、日本一の中洲や川幅日本2番目のところが近く、国土交通省国有地なので規制が多く、しかし川幅が広いので川の流れを少々のことでは阻害や邪魔をしません。あまり規制を乱用していただきたくないと思っております。

現在、県道切幡西麻植停車場線はくねくね道です。県道とはいえ、名ばかりです。十数年以上も大きな工事を見たことがありません。西条大橋南北道新設ルートや瀬詰大橋線の南北ルートのように、鳴池線と192号をバイパス新設道路で結んでほしいのです。過疎対策にも駅や国道につながる道は必要です。そして、潜水橋でなく、大橋、粟島渡し辺りにかけてほしいのです。市でも国でも県でもいいです。ぜひこの渡し船跡、元は県道上にありました。県営でした。学の阿波麻植大橋と鴨島の中央橋の中心ほどに近いし、川島橋流失のときの対策にもなります。

橋の完成で、地域の活動は間違いなく活性化します。駅、病院、国道へ時間も短縮できます。地域にとって、貢献間違いなしです。鴨島、川島など、南岸から北岸の移動も増えるでしょう。集客にもなります。

ということで、善入寺島をまたぐ抜水橋建設、大橋とバイパス新設道路について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田健資議員の一般質問の1問目の再問、善入寺島をまたぐ抜水橋の建設と新設道路についてのご質問に答弁させていただきます。

本市には、阿波中央橋の交通渋滞の緩和を目的に造られた西条大橋をはじめ、5つの抜



水橋が架かっており、国道192号に直結しています。阿波麻植大橋と阿波中央橋間の左岸側には大野島橋をはじめ3橋、右岸側には川島橋をはじめ2橋、合計5つの潜水橋が架かっており、善入寺島で耕作する農業者をはじめ、通勤、通学や遍路道など市内外の多くの方が利用しています。一方で、池田ダムの放流により通行止めとなった際には、阿波麻植大橋や阿波中央橋を利用いただいているところです。

議員ご質問の善入寺島をまたぐ抜水橋の建設などについて、河川管理者である国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所に確認したところ、善入寺島内に抜水橋を架設する際に善入寺島との取り合い道路が流れを阻害することから、河川法上の工作物に該当し、新たな抜水橋の架設は不可能であるとお聞きしております。一方、県においては、現在、本年2月に損傷した大野島潜水橋の本復旧に取り組んでいただいております。通行規制につきましても、できるだけ通勤、通学などに配慮し、工事を進めていただけると伺っております。

善入寺島に架かる潜水橋を含めた路線につきましては、善入寺島で耕作する農業者や通勤、通学する方にとりまして大変重要な路線であると認識しており、今後とも市民の皆様が安全・安心に通行できるよう、県に対して適正な維持管理を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。既にできている大橋抜水橋は192号に直結しているとのことでした。そんな192号と鳴池線に直結した一直線のバイパス新設道路、切幡西麻植停車場線にも一直線の道路の望むところがございます。他の大橋にできてこちらの線にできないことはないと思います。それに、大橋でなくてもバイパス道路は造ればよいし、造れないことはないと思います。

取り合い道路は流れを阻害するという言葉がありましたが、取り合い道路のない大橋も考えられると思います。取り合い道路の要らない大橋を考えればよいと思います。徳島市のサンライズ大橋は、川の中に何本もの橋脚ができています。橋脚は工作物であると思いますが、その工作物を何本も造っているのです。潜水橋の何十倍もの体積の工作物を造っていると思います。こちらは日本一広い川です。流れです。流れを阻害するわけがありません。そんな工作物は、用水や電力塔など、ほかにもたくさんあるんですね。池田ダムや早明浦ダム、堤防も大幅に強化されています。100年前と比べて随分よくなっていると

思うんです。広い川の真ん中の橋が流れや堤防に影響することはまずないと思います。善入寺島特区とか、善入寺島輪中化とか、いろいろ施策を考えるべきです。地元市民が粘り強く考えないと、よくはならないと思います。

阿波麻植人口7万人は、阿南6万7,000より多いのです。阿波麻植7万人、県下第2の都市ですから、1,700メートル大橋でも結構です。いいんじゃないでしょうか。まちづくりに何か企画、行動を起こすべきです。切幡西麻植線の大橋とバイパスを今後も要望してください。これらを要望していただきますようよろしくお願いします。

これらを強く要請して、私原田健資の質問を終了したいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで5番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、11日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時33分 散会